

令和4年土幌町議会第5回臨時会

1 議事日程 令和4年5月12日（木曜日）

日程番号1 会議録署名議員の指名

日程番号2 会期の決定

（諸般の報告）

日程番号3 町政執行方針

日程番号4 教育行政執行方針

日程番号5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

日程番号7 議案第1号 土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案
について

日程番号8 議案第2号 土幌町町税条例の一部を改正する条例案

日程番号9 議案第3号 土幌町乳用児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例案

日程番号10 議案第4号 土幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

日程番号11 議案第5号 土幌町介護保険条例の一部を改正する条例案

日程番号12 議案第6号 令和4年度土幌町一般会計補正予算

日程番号13 議案第7号 令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算

日程番号14 議案第8号 令和4年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算

日程番号15 議案第9号 令和4年度介護サービス事業特別会計補正予算

日程番号16 議案第10号 令和4年度土幌町簡易水道事業特別会計補正予算

日程番号17 議案第11号 令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算

日程番号18 議案第12号 令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算

2 出席議員

1番 加藤 宏一	2番 河口 和吉	3番 大西 米明	5番 伊藤 健蔵
6番 清水 秀雄	7番 牧野 圭司	8番 曾我 弘美	9番 中村 貢
10番 森本 真隆	11番 大野 明	12番 矢坂 賢哉	13番 秋間 紘一

3 欠席議員（0名）

4 地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

町長	高木 康弘	教育長	土屋 仁志
代表監査委員	佐藤 宣光		

5 町長の委任を受けて出席した者

副町長	亀野 倫生	会計管理者	三野宮智恵子
総務企画課長	西野 孝典	町民課長	吉川 和三
保健福祉課長	藤村 延	産業振興課長	藤内 和三

建設課長	田中 敏博	建設課施設担当課長	上山 英樹
子ども課長	角田 淳二	特老施設長	齋藤 英雄
病院事務長	増田 達也	消防課長	仙石 讓

6 教育長の委任を受けて出席した者

参事	川口 久	教育課長	小野寺 務
給食センター所長	加納 正信	高校事務長	木下 雅子

7 農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長	若原 裕
------	------

8 職務のため出席した者

事務局長	佐藤 慶岩	総務係長	猪狩 賢明
------	-------	------	-------

9 会議録

会 議 の 経 過

(午前10時00分)

1	秋間議長	<p>ただいまの出席議員は12名です。 定足数に達していますので、これから令和4年第5回土幌町議会臨時会を開会します。</p> <p>これから、本日の会議を開きます。 議事日程は、お手元に配付のとおりです。</p> <p>日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、森本真隆議員及び11番、大野 明議員を指名します。</p>
2	秋間議長	<p>日程第2、会期の決定を議題とします。 お諮りします。本臨時会の会期は本日1日間にしたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
3	高木町長	<p>異議なしと認めます。 したがって会期は本日1日間に決定しました。 これから諸般の報告を行います。 閉会中の議会の主なできごとについては、お手元に配付した事務報告のとおりです。</p> <p>これで諸般の報告を終わります。</p> <p>日程第3、町政執行方針、町長から町政執行方針の申出がありますのでこれを許します。町長登壇願います。</p> <p>令和4年第5回土幌町議会臨時会の開会にあたり、令和4年度の町政執行方針について申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。</p>

はじめに、現在においても猛威を振るう新型コロナウイルス感染症につきましても、国内で一例目が検知されて以来、2年以上の歳月が流れ、昨年末に一旦落ち着きを見せていたものの、非常に感染力の強いオミクロン株を中心とした急拡大により、4月の十勝管内の新規感染者は、月別で過去最大の5,741人（1日平均191人）に達しております。

また、次々と発生する変異株の影響により、町内においても、多くの感染者が発生するなど、社会・経済活動の停滞を余儀なくされる状態が続き、すべての世代で生活に制限を強いられている中、いまだ感染症収束の兆しは見え、感染され療養中の皆様やその家族におかれましては、一日も早いご快復を心からお祈り申し上げます。

そのような中であっても、日頃から感染拡大防止に継続的に取り組まれている町民の皆様や事業者の皆様には、多大なるご理解とご協力を賜っていることに対し、深く感謝申し上げます。

一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により、発生前の社会には完全には戻らないのではないかとという見解もあり、感染症の予防と拡大防止のため、社会・経済活動の制約は、まだしばらく続くことが見込まれますが、今は飛躍のために土台となるものを強固にしていく時期だと信じ、これまで培ってきた知見・経験などを糧にこの困難を乗り越えるため、今こそ、土幌町のすべての人が力を合わせ、明るい未来に向けて持続・発展していくよう心をひとつにする必要があります。ウィズコロナそして、ポストコロナにおける新しい日常に向けたよりよい社会を創るという決意のもと、全力で町政運営を担っていく所存であります。

本年度においては、長引く新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み、ワクチン接種をはじめとする感染拡大防止対策と社会・経済活動の両立を図りながら、健全な財政運営に留意し、時代のニーズをしっかりと踏まえ、戦略的な視点を持った地域づくりを積極的に推進してまいります。

我が国を取り巻く情勢についてですが、コロナ禍における経済変動とあわせ、ロシアによるウクライナへの侵攻は、国際情勢を不安定化するばかりではなく、世界経済の先行きや日常生活に大きな影を落としております。ウクライナ国民が一刻も早く平穏な日常を取り戻すことを心から願う一方で、国内に目を向けますと、昨年から続く円安に加え原油・、原材料価格の高騰とそれに伴う物価上昇が顕著となり、国民生活を圧迫しながら、さらなる景気の下振れが懸念されるところであります。

国の経済財政の運営に関しては、「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針2021）」に基づき、「新型コロナウイルス感染症の克服とポストコロナの経済社会ビジョン」を掲げ、今後の経済財政運営のブランドビジョンの提示によれば、グリーン化、デジタル化、地方の所得向上、子ども・子育て支援を「成長を生み出す4つの原動力」として位置づけ、そこへの重点投資を推し進めていくと示されております。

この方針は、これから中長期的なスパンで自治体の行財政運営に求め

られ、また、「経済あつての財政」という理念に基づき、財政は経済成長のための手段であるという考え方が強く打ち出されたところでありませす。

3月22日に成立した令和4年度の国の一般会計予算では総額107兆5,964億円で10年連続で過去最高となりました。歳入では主財源となる税収を65兆2,350億円と見込んでおり、不足する財源を補う新規国債発行額は36兆9,260億円となっております。一方、歳出では地方交付税交付金が15兆8,825億円、新型コロナウイルス対策として予備費5兆円が計上されており、新型コロナウイルス対策に万全を期しつつ「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るための予算とされています。具体的にはデジタル化の推進による効率化、政策目的に応じたインセンティブ機能の導入、防衛力整備の効率化・合理化が掲げられております。

また、北海道開発予算は道路整備費（前年度同額）、農業農村整備費（1.0%増）を含む全体予算は、前年度比0.1%増の5,702億円となりました。

このような国の経済、財政の動向の中にあつて、町の行財政を取り巻く環境は依然として厳しいものがあり、その状況を踏まえつつ予算編成を行ったものでありますが、今後も財政の健全化に一層留意をしなければならぬものと、認識しているところであります。

令和4年度は、私の任期の1年目、開町2世紀・次の100年に向かつてのスタートの年であり、「チームしほろ”農村ユートピア”2世紀へ」をテーマに、引き続き、第6期町づくり総合計画（後期）、第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進方針を踏まえ、第7期行政改革推進大綱の適格な遂行による効率的かつ計画的な行財政運営に留意しつつ、地域の人・産業・資源を活かした「活力のある町」と、町民だれもが安心・安全・生きがいを実感できる「真に豊かな農村しほろ」を目指し、町民皆様のご支援、ご協力を賜りながら、全力を傾注して、町政を推進してまいる決意であります。

令和4年度の主要な政策について、その考えを申し上げます。

1つ目は何と云っても、新型コロナウイルス感染症への対応であります。

新型コロナウイルス感染症による感染者・死亡者は4月30日現在、国内で感染者787万人、死亡者2万9,567人、道内では、感染者29万3,540人、死亡者1,994人と未曾有のウイルス感染症の拡大となっております。国内においては、第6波の感染が減少傾向にあるものの、十勝管内では4月の感染者数が過去最多を更新するなど、余談を許さない状況であり、一層の感染防止の徹底が必要であります。

令和4年度においても、引き続き新型コロナウイルス関連対策を推進するものでありますが、ワクチン接種については、現在12歳以上の3回目と5歳から11歳までの1・2回目を実施中で、5月末から開始される

予定の4回目を含めて全力を傾注し、「よりスムーズにより安全な」接種を目指してまいりたいと存じます。

次に、新型コロナの影響を大きく受けている地域経済・住民への支援措置として、地方創生臨時交付金を活用し、地域経済対策として共通商品券発行事業、事業復活・雇用継続支援などにより対応してまいりたいと存じます。なお、住民への生活支援措置については、国の緊急経済対策として生活困窮世帯への支援が行われることからその内容を精査し、町独自の給付金についてはさらにその効果が高まるよう制度設計について熟慮を重ね、第2回定例会に係る予算を提出する予定であります。

2つ目は、持続可能な町づくりの推進であります。

本年度においても、第6期町づくり総合計画（後期・令和3年度～令和7年度）、第2回土幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年度～令和6年度）により、町づくりを推進するものであります。

推進にあたっては、町内組織と連動して、町民会議や地方創生推進会議など、町民や関係機関・学識経験者にも広く参画をいただきながら、推進をしてまいりたいと存じます。

次に、新たな広聴活動と積極的な情報発信であります。これまで、春と秋の町づくり懇談会、分野別やグループでの懇談会、ユートピアメールで様々なご意見を伺ってまいりました。ウィズコロナでテレワークやオンラインでの打合せが新たな日常となりつつあります。私はこれらを活用して、現場での対話以外に、新たにオンラインで町民の方々と役場を繋ぐ対話のしくみを作ってまいります。また、土幌町公式LINEを開設し、年代に応じた必要な情報を発信するとともに、住民から迎への情報提供など双方向のコミュニケーションの手段として活用してまいります。

次に財政健全化に向けての取り組みであります。国においては、「骨太方針2021」に基づき、経済財政の一体改革を推進し、財政健全化目標の達成を目指すものとしているところであります。

国の地方財政計画においては、地方交付税（6,153億円・3.5%増）は増額となったものの臨時財政対策債（3兆6,992億円・67.5%減）が大幅に減額となり、新型コロナウイルスの影響で地方自治を取り巻く環境がより多様で厳しくなる中にある町の町政推進は、時代のニーズをしっかりと見極めながら、より計画的にかつ効率的に運営に留意しなければなりません。

また、新たな財源の確保の一端を担っている本町のふるさと納税は、返礼品を準備いただいているJAや各事業者のご協力により年々増加し、令和2年度は2億6,700万円、昨年度は約4億円まで増加しました。返礼品の充実と情報発信により、寄付額の増加による、更なる地域好循環を目指してまいります。

本町においては、町の担う事務事業が多いこととあわせ、経常収支比

率が高く（令和2年度決算86.4%）、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。第7期行政改革推進大綱の具体的な推進により、健全な財政運営に一層留意をしまっている所存であります。

3つ目は、地方創生の推進に向けた取り組みであります。

地方創生は、第2期総合戦略として

- ・地域産業の活性化と多様な雇用の創出
- ・交流、移住、定住の促進
- ・結婚、出産、子育ての支援
- ・安心して住み続けられる地域づくり

を4つの基本目標として

- ・多様な雇用やニーズに対応する住宅対策
- ・次世代農業（スマート農業など）の推進と士幌高校の魅力向上
- ・子育てにかかる経済的な負担の軽減
- ・情報発信、多様な広聴活動の充実

を、地方創生推進交付金などを活用しながら積極的に推進し、定住人口の安定、移住の促進、交流・関係人口の拡大など、地域の活性化を図ってまいる所存であります。

道の駅「ピア21しほろ」の外構整備については、これまで中学生によるワークショップ実行委員会による検討が進められ「道の駅公園基本構想」が町に提出されました。町づくり総合計画の基本目標（基本目標5活力やにぎわいを創造するまち）との整合性をはかり、今年度中に実施設計を行い、来年度より整備に着手し、更なる魅力アップを図るとともに、北十勝4町による「道の駅連携」とあわせ、交流・関係人口の拡大を目指してまいります。

次に、しほろ温泉プラザ緑風は、平成13年にオープンして20年が経過し、施設や設備の老朽化が目立つようになりました。また、新型コロナウイルス感染症によって旅のスタイルが大きく変化している中、ポストコロナを見据えて再整備基本構想を策定してまいります。

また、4つの閉校小学校の活用とあわせ美濃の家、旧士幌駅など町内の歴史的な資源を町づくりに活かすべく、取り組みを推進してまいりますと存じます。

更に、令和2年度からの繰り越し事業である「高度無線環境整備推進事業（光ファイバ整備）」が7月末に完了することから、光ファイバ網を活用したスマート農業をはじめICT事業の展開を目指してまいる所存であります。

4つ目は、地域産業の活性化と雇用の創出であります。

基幹産業である農業をめぐっては、令和3年度は気象の偏りがあったものの、十勝の農業生産額は3,735億円（概算値）と過去最高を更新し、本町においても過去最高の461億円（平成30年度）に近い水準との見込みであります。地域の経済・財政への波及効果は大きく、生産者・関係

機関のこれまでの努力に敬意を表すものであります。その一方で、国際化とあわせ、コロナ禍における消費構造の変化などがあり、それらの動向をしっかりと見極めながら対応していかなければなりません。国際化が進む中であって、これまでの生産性の高い土幌型農業に加えて、令和2年度にスタートした国の「食料・農業・農村基本計画」の主旨を踏まえ、農業・農村の多面的機能を発揮しながら、

- ・「食」の発信
- ・担い手の育成
- ・スマート農業の推進
- ・持続可能な農業・農村づくり

などの取り組みを、農業振興対策本部（審議会・執行部会）が中心となって推進してまいりたいと存じます。

一方、景気低迷や消費流出に加え、新型コロナの影響もあり商工業を取り巻く環境も一層厳しいものがありますが、商工業は農業と並ぶ主要な産業であり、地域の持続的な発展のために商工会と連携をして小規模事業者へ適切な支援対策を行ってまいりたいと存じます。

次に、本町の3つの観光拠点施設（道の駅ピア21しほろ、しほろ温泉プラザ緑風、土幌高原ヌプカの里）についても、大変厳しい運営状況にありますが、町として必要な支援を行うこととあわせ、指定管理者にも様々な制度を活用いただきながら、事業の回復に尽力をいただきたいと存じます。

次に、労働力不足は何れの職種においても大きな課題となっている中、「土幌町雇用対策連絡調整協議会」において連絡・調整を進めるとともに、農業振興対策本部や町内関係機関との連携のもと、働き手の確保、労働環境の改善を推進してまいる所存であります。

また、産業振興を進める上で、担い手の育成は重要な課題であり、町内関係機関との連携のもと、調査・研究やモデル事業を行いながら積極的に推進してまいる所存であります。

5つ目は、子育て支援の推進であります。

子育て支援は、これまで主要施策として推進してまいりましたが、人口減少に立ち向かうべく、地方創生においても子育て支援は重要なテーマの1つであり、第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）とあわせ、第2期総合戦略の基本目標により、重点施策として事業を展開してまいりたいと存じます。

子育てにかかる経済的な負担の軽減として、医療費の無償化の拡充を図る他、在宅子育て支援世帯への支援を新たに取り入れてまいりたいと存じます。

また、小学生の学童保育やサタデースクールを活用した各種スポーツ、文化活動などの体験機会の提供について検討を進めます。

一方、全国的に子供の虐待や事故の頻発、子どもの貧困と言われる事

態を大変憂慮しているところであり、地域を挙げて子どもを守るために、町・教育委員会・児童相談所・警察など関係機関との連携を強化し、対策に取り組んでまいりたいと存じます。

6つ目は、安心して住み続けられる地域づくりであります。

少子高齢化、核家族化の進行と相まって、国の社会保障制度が見直される中であって、保健・医療・福祉の推進においては、実態や動向に注視をしながら、よりきめの細かい対応が必要であると認識をしているところであります。

まず、健康づくりの推進については、健康相談、保健指導の徹底や巡回型検診（2会場、9回）を実施しているところではありますが、特定健診の受診率は目標に達していないのが現状であります。令和4年度において、特定健診受診率60%、特定保健指導率60%の目標達成に向け、積極的に健康相談、保健指導を展開してまいりたいと存じます。

次に、高齢者及び障がい者の福祉についてであります。第4期地域福祉計画「第8期介護保険事業計画」及び「第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」の2年目となりますが、福祉関係団体との連携のもと計画を推進してまいりたいと存じます。

高齢者に関しては、医療や介護における自己負担が増加する傾向になっており、社会保障費抑制の流れは、今後更に強まることが予想され、その動向をしっかりと見極めなければなりません。

介護保険事業の運営にあたっては、介護予防の充実と保険料の抑制と制度の安定を図ってまいりたいと存じます。

障がい者福祉では、NPO法人「土幌町障がい者支援の会」により「障がい者総合施設」を拠点として、各種事業が展開されているところであり、今後においてもNPO法人と連携しながら機能の充実を図ってまいりたいと存じます。

また、介護サービス事業所や障がい者支援施設などで働く介護従事者は慢性的に不足しており、町内の施設等（町施設を除く）に新たに就業する方に就業支援等を交付し、人材の確保を図ってまいります。

高齢者施設及び障がい者総合施設などの整備により、「福祉村」内におけるハード面の整備はほぼ完了していることから、今後においては、その機能の連携を図りながら、「地域包括ケアシステム」の深化に向けた取り組みを一層進めてまいりたいと存じます。

更に、地域福祉計画に基づき、社会福祉協議会など福祉関係団体と連携しながら、全地域で展開されている「ふれあい・いきいきサロン」や「見守りネットワーク事業」など、地域で支え合うシステムづくりを積極的に推進してまいりたいと存じます。

地域福祉の推進に向けては、交通手段の確保が重要な要素ですが、市街地におけるコミュニティバス運行（平成27年度開始）とあわせ、令和元年度より実施している「高齢者等移動支援事業」については、自

自動車運転免許証を有しない農村部の高齢者等を対象として、自宅から役場間のハイヤー代金12往復分のチケットを交付しておりますが、今年度より新たに運転免許返納初年度に限り6往復分の加算と対象者を市街地区の高齢者等にも拡充してまいります。

また、高齢者の日常生活支援事業として、社会福祉協議会では、日常生活の困り事を「たすけ愛」で支援しています。コミュニティバスを利用出来ない高齢者の買い物支援が課題となっていることから、社会福祉協議会の車両を使用したり乗り合い方式などの実証実験を行いながら制度の充実を図ってまいりたいと存じます。

次に地域医療に関してですが、医師・看護師不足、診療報酬の改定などにより、自治体病院を取り巻く環境は依然として厳しいものがあります。

病院問題は、町にとって大きな課題・懸案であると認識しているところであり、国保病院は町内唯一の医療機関、保健・医療・福祉を包括する「福祉村」の中核施設としての役割を担うものであります。サービスの向上とあわせ、経営改善の取り組みを行っていますが、依然として一般会計から3億5,000万円超の操出しをしています。平成30年度において「町立病院改革プラン」に基づき、入院50床としたところであります。今後において、行政改革の重点項目として人口構造や医療ニーズの変化を踏まえつつ、医療機能や経営形態を含めた議論を行ってまいりたいと存じます。

一方、「東日本大震災」から11年が経過しましたが、その後も集中豪雨や地震など全国的に大きな被害が発生しているところであります。

大規模な自然災害が毎年のように繰り返される中、今後においても自然災害への対応は極めて重要であります。

地域防災計画により、防災備蓄品の整備や自主防災組織の設立を推進しているところであります。今年度から更に自主防災組織の活動を支援するため、パートナーシップ事業を拡充するとともに、前年度より開始した「防災行政無線」の活用による防災意識の向上を図りながら、少子高齢化社会にあって”町民誰もが安心・安全を実感できる地域づくり”に一層留意してまいり所存であります。

7つ目は、農村環境の充実とゼロカーボン土幌についてであります。

北十勝2町環境衛生処理組合で行っている「ごみ処理」については、令和9年度中に19市町村による「十勝圏複合事務組合・新中間処理施設」に移行します。

北十勝2町の最終処分場については、令和9年度まで利用しますが、容量不足となるため、令和5年度に嵩上げ改修を行う計画であります。また、令和9年度以降も今までどおり自己搬入ごみの受入れを行うため、現施設の隣接地に「ごみ中継施設」の整備を計画してまいります。

本町における環境対策は、第2期「土幌町環境基本計画」（平成30年

度～令和9年度 10か年計画)に基づき取り組むものでありますが、持続可能な社会、豊かな農村づくりに向け、SDGs(持続可能な開発目標 17項目)を第6期町づくり総合計画(後期)や第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策に位置付け、推進してまいり所存であります。

地球温暖化は、我が国、そして世界全体において大きな課題です。2050年までの脱炭素社会の実現を見据えて土幌町においても、その特性を活かし、地域が潤うという視点も持ちながら取り組みを進めてまいります。

2050年の「ゼロカーボン土幌」の実現に向け、令和4年第2回定例会において、「土幌町ゼロカーボンシティ宣言」を行い、再生可能エネルギー導入目標設定の基礎調査に取り組みます。

その他、多面的機能支払交付金事業(全町9地区)の継続、農業基盤整備事業(国営・道営)の推進など、主要懸案事業に精力的に取り込んでまいりたいと存じます。

以上、令和4年度の町政推進に関し所信を述べさせていただきました。

ウィズコロナ、そして、ポストコロナという新しい時代において、更に大きく飛躍できるものと考えています。

そのためにも、私自身が先頭に立ち、土幌町の未来を切り拓いていくため、全力を尽くしてまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様、一層のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

なお、特別会計を含めた当初・補正予算の概要については、副町長より説明を行います。補正予算案のそれぞれの内容を充分ご検討のうえ、原案をご承認いただきますようお願い申し上げます。

また、予算の執行にあたっては更にご助言、ご協力を賜りますようお願いを申し上げ、町政執行方針といたします。

4 秋間議長

日程第4、教育行政執行方針、教育長から教育行政執行方針の申出がありましたのでこれを許します。教育長登壇願います。

土屋教育長

令和4年第5回臨時会の開会にあたり、令和4年度土幌町教育委員会の所管行政の執行に関する主要な方針について申し上げます。

教育基本法は、「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」と、その目的と基本理念を明確にしているところであります。

この理念を踏まえ、町民の信頼と期待に応えるために必要な教育環境を整備し、教育の質を高めていくことは極めて重要であり、令和3年度から4年間を計画期間とする「土幌町教育振興基本計画」に基づき、教育施策の総合的・計画的な推進を図ってまいります。

今日の社会は、人口の減少、少子高齢化に加え、グローバル化、産業構造の変化など数多くの課題を抱えており、これからの社会は、IoTや

ビッグデータ、人工知能をはじめとする急速な技術革新や、グローバル化の一層の推進などにより、大きく変化することが予想されています。

そうした中、本町の学校教育においては、教育実践のテーマである「過去を見直し、今を見極め、先を見据える教育」を基調とし、子ども一人ひとりが夢と希望を持って「生きる力」を身につけるため、学校はもとより家庭や地域と連携して「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の調和のとれた育成をめざし、地域の温かい眼差しの中で、未来を担う子どもたちが人間性豊かで創造性にあふれ、心身ともにたくましく成長するよう充実した教育環境づくりに取り組みます。

また、社会教育においては、すべての人々がスポーツや文化活動など多様な活動に参加し、生きがいを持って心豊かな生活を営み、生涯にわたって学びその成果が活かせる生涯学習社会を展望しつつ、教育行政を推進してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症対策については、北海道教育委員会や学校、保護者の方々などと連携し、その対応に万全を尽くしてまいります。

次に、令和4年度の重点施策について申し上げます。

はじめに、学校教育についてであります。

学校においては、子どもたちが社会の一員として自立し、たくましく生きていくため知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成、すなわち「生きる力」を育成することが極めて重要であります。

生きる力の第一は、「基礎・基本を身につけた確かな学力」であります。

学力については、全国学力・学習状況調査等の各種検査結果を検証・分析し、各学年の具体的な改善策に結びつける全校体制での取組を行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の学力の向上を目指します。

各学校では、子どもたちの学力向上のために、学校改善プランを策定し、系統的で継続的な取り組みを粘り強く進める一方、具体的な授業改善や個に応じた指導の充実に努めていますが、今後はそれらの取り組みを更に充実させてまいります。

平成22年度から各学校及び教育委員会で開始した子どもへの学習サポートは、年を経るごとに内容が充実し、支援体制や家庭との連携の部分でも着実に効果が見られるようになってきておりますが、今後とも全ての小・中学校において、基礎基本の定着、苦手な学習の克服、自主的な学習態度の育成等を図るため継続することとして、更に効果の上がる取り組みにしてまいります。

その一つとして、教育委員会が平成26年3月から開始した北海道大学

の学生による「学習サポート塾」には多くの小・中学生が参加し、学習、読書、運動等で大学生からいろいろなことを楽しく学ぶ機会となっており、今後も更に充実を図りながら継続してまいります。

全国的に教員が不足している状況にありますが、日常の授業においては、個に応じた指導の一層の充実を図るため、土幌町立小学校における学級編制等に関する規則に規定する基準により、低学年の少人数学級編制等、町費負担による臨時教諭の配置を継続実施することができるよう努力してまいります。

また、必要に応じて学校に臨時教諭、臨時講師、支援員を、医療的ケアが必要な児童生徒が就学する学校には看護師の配置を行ってまいります。

小規模複式校においては、子ども一人ひとりの願いや思いを大事にし、少人数であることのメリットが最大限発揮できる教育活動を展開していきます。また、集団活動や学び合う意識など、多人数でなければ体験できない学習を補うため、集合学習の内容に工夫を加えながら、更に積極的に推進してまいります。

一昨年度の小学校学習指導要領の全面実施に伴う、中学年の「外国語活動」並びに高学年の教科としての「外国語」の実施、さらに昨年度の中学校学習指導要領の全面実施、また、段階実施される高等学校学習指導要領によって実現される新課程など、小・中・高等学校を通じた外国語教育の抜本的強化が進められております。3名体制の外国語指導助手（ALT）派遣による「聞くこと・話すこと」の指導の強化とともに、研修等により小学校教員の授業力向上を図ってまいります。

特別支援教育については、校内連携会議や特別支援教育コーディネーターを中心に、全職員による特別支援教育の推進体制の充実を図るほか、特別支援教育支援員を要所に配置して、子ども一人ひとりの能力や可能性を伸長するきめ細かな指導・支援に努めてまいります。

また、教育委員会、学校、こども園、保育所等の関係機関の連携組織である「土幌町子育て支援連携協議会」で協議し、特別な教育的支援が必要な子ども一人ひとりに乳幼児期から学校卒業後まで一貫した支援を推進してまいります。

教科指導における情報通信技術（ICT）の活用、情報活用能力の育成、校務の情報化の3つの側面を通して教育の質の向上を目指すため、ICT環境等の整備を計画的に進めてまいります。

本年度は1人1台端末の積極的・有効的な活用を通して、個別最適な学びと協働的な学びにより、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、資質や能力を確実に育成するなど、GIGAスクール構想を一層推進してまいります。

さらに、令和6年度の本格導入を目指すデジタル教科書についても、試行的に小・中学校の全学年で2教科を導入して準備を進めてまいります。

学習指導要領の改訂により、一昨年度から小学校教育でプログラミング的な思考を身に付けることを目標とした「プログラミング教育」が完全実施されていますが、研修等により教員の指導力の向上を図ってまいります。

学校教育の成果は、教職員の資質能力と熱意によるところが極めて大きいことから、教職員が教師力を高める機会を拡充するとともに研修内容の充実を図り、能力を最大限発揮できるよう学校運営を支援してまいります。

そのために、学校教育指導の機会を積極的に活用するとともに、ICT活用能力や主体的・対話的な深い学びに繋がる授業改善などプロ教師としての資質能力を磨く各種の研究会・研修会への参加を積極的に後押しするよう努めてまいります。

また、教職員の資質や実績を正しく評価することで教職員の意欲を引き出すとともに、学校教育に対する信頼を確保するため、教職員の服務規律の徹底を図ります。

生きる力の第二は、「優しさと思いやりのある豊かな心」の育成であります。

子どもたちが、互いを尊重し、ともに支え合いながら社会の一員として成長するためには、学校・家庭・地域が連携しながら、心身の健全な発達を支えていくことが大切です。

命を大切に作る心や思いやりの心、公共心や規範意識を育てるため、あるいは社会性や豊かな人間性を育むため、道徳教育の充実に努めます。

具体的には、道徳の授業を参観日等で広く公開することに努めるとともに、道徳教育用教材「私たちの道徳」や北海道版道徳教材「きた・ものがたり」「北海道おもてなしハンドブック」を学校教育全般にわたって有効に活用するよう努めてまいります。

また、「特別の教科 道徳」については、その趣旨や理念の実現を図るため、「考え、議論する道徳」の授業づくりを確実に推進するよう指導してまいります。

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いかなる理由があろうと、絶対に許さないという強い認識に立ち、緊張感を持って未然防止に努めるとともに、早期発見・早期解消に取

り組むことが必要です。

国が示した方針に基づき、教育委員会と各学校が策定した「いじめ防止基本方針」は、それぞれの状況や実態に応じて作られたものですが、小さいいじめはどの学校でも起こり得るものであり、各学校においては必要に応じて見直しを行うとともに、教職員の組織的な取組や児童生徒への指導、保護者・地域への説明を年間通して推進するよう努めてまいります。

生きる力の第三は、「健康とたくましい体力」の育成であります。

体力については、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果を検証・分析し、具体的な改善策に結びつける取組を行うとともに、学校間で情報を交流・共有することによって町内全体の体力・運動能力の向上を目指します。

各学校では、子どもたちの運動の日常化の取り組みの実践を行っていますが、体力を向上させるためには、学力と同じように毎日地道に取り組むことが大事なことであり、新体力テストの全学年実施や1校1実践の取り組みを更に充実させてまいります。

日常の規則正しい生活習慣の確立が、子どもたちの心身ともに健やかな成長に大きな影響を与えることから、家庭との連携を強化して、実効性を伴った早寝早起き朝ごはん運動を推進してまいります。

本町の児童生徒は、スポーツ少年団活動・部活動参加率が高く、各種スポーツ競技大会での成果が注目されていますが、健康・体力や運動能力の一層の向上を図る方策として、これらの活動を積極的に支援してまいります。

学校は子どもたちにとって安全で安心して学ぶ場でなければなりません。通学時の安全対策を含めて、実践的な防災・防犯教育を進めるとともに、子どもたちの安全・安心を確保し、快適に学ぶことができる教育環境を整備するために、家庭や地域・関係機関との連携を図ってまいります。

子どもたちの安全・安心に対する教職員の意識の高揚や学校における様々な危機を想定し対応する体制の整備を図るとともに、引き続き保護者には、道警「ほくとくん防犯メール」への登録を案内してまいります。

本町の特色ある教育の一つである、食農体験学習「大地くんと学ぼう」は、地元で生産される農畜産物などを利用した食品加工体験を通して、地域の産業や食育を学ぶなど、管内的にも注目される取り組みとして継続して実施してまいります。

本町における「お弁当の日」の取り組みについては、平成26年度から町内の全小学校で実施するようになりました。

今後も保護者の理解や協力を得ながらこの取り組みを継続し、「お弁当の

日」が家族団らんの機会を増やし、家庭に明るい笑顔をもたらすことにつながることを願うものです。

各小学校間で長い歴史がある都市小学校との交流事業は、子どもたちの日常生活では経験することのできない貴重な体験を通して、人間形成に大きな役割を果たすものと考えます。

事業実施にあたっては、相互交流を基本とすることから、交流先の理解と協力が必要となりますが、子どもたちの心に残る事業実施に向けて協議を進め、本事業の目的達成に努めてまいります。

学校給食では、衛生管理や指導の徹底を図るとともに、食の安全確保に努めてまいります。

地産地消の推進につきましては、町内生産者でつくる「もぎたて市なかよし会」や土幌高等学校の協力の下、土幌産の食材を生きた教材として活用し、安心できる給食を提供することで、地域の食文化への理解を深める取り組みを進めていきます。

また、栄養教諭等による食育の指導を通し、望ましい食習慣や生活習慣の確立に努めていくため、平成27年度から月1回、献立の中に「和食の日」を設けており、更なる和食への理解を深めることといたします。

さらに、食物アレルギーを有する児童生徒が他の児童生徒と同じように学校生活を安心して過ごすことができるように、教育委員会や学校においては、学校給食等における食物アレルギーの対応を進める必要があり、平成27年度に教育委員会が策定した「学校における食物アレルギー対応の指針」及び「学校における食物アレルギー対応マニュアル」を活用し、町内の学校におけるアレルギー対応について、町内の関係者が共通認識を持って対応に当たることにします。

北海道士幌高等学校は、農業及び農業関連産業の担い手育成をめざし、地域の信頼に応える教育実践を経営方針として学校経営を展開してまいりました。

近年は、少子化の影響から、郡部校の存続が極めて厳しい状況にあるものの、本校の農業教育の実践は、望ましい勤労観や職業観を育むとともに、修学支援制度や海外文化交流事業などを活用し、農業の魅力を伝え地域を支える産業人育成のために大きな役割を果たしているところです。

今後につきましても、本校の魅力をより一層高め、環境に配慮した安全・安心な専門性の高い農業教育を実践することを目標に、全教職員が一丸となって取り組んでまいります。

平成28年度に開設した土幌町こども発達相談センターの管理・運営を、町長から事務委任を受けて教育委員会で実施しております。

児童の心身の発達に関する相談、指導、療育等の支援を行う事業の

ほか、児童福祉法に基づく指定通所支援事業所として、児童発達支援、放課後等デイサービス、相談支援、保育所等訪問支援の事業を適切に実施してまいります。

今後、我が国は人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、本町においても児童数が年々に減少することが見込まれております。また、国では公立小学校第2学年から第6学年までの学級編成を、令和3年度から5年間をかけて学年進行で段階的に現在の40人から35人に引き下げ、本年度は第3学年の35人学級が実施されることとなります。これからは各小学校の将来の学年別児童数を毎年度推計して、望ましい学びの環境について検討してまいります。

子どもたちの健やかな成長を支えるためには、学校、家庭、地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを守り育てる環境をつくる必要があります。

そのため、地域住民や保護者が学校運営に参画し、学校が地域と一体となって子どもたちを育み、特色ある学校づくりを推進する「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」を平成30年度から認定こども園を含め町内の全ての小・中・高等学校に導入しましたが、これまでの活動内容を精査し、より一層、学校と地域が一体となった活動推進が図れるよう組織づくりを進めます。

学校が、保護者や地域住民の期待に応え、子どもたち一人一人の力を最大限に伸ばすためには、認定こども園・小学校・中学校・高等学校の各学校段階間の連携・接続を図りながら、管理職がリーダーシップを発揮して学校運営に当たるとともに、教職員がそれぞれの力を発揮できる環境づくりが重要です。

このため、教員が子どもと向き合う時間の確保に向けて、「土幌町立学校における働き方改革推進プラン」に基づき、時間外勤務時間の縮減やICTを活用した校務の推進など、学校における働き方改革の取組を一層推進してまいります。

次に、社会教育についてであります。

本年度から5年間を計画期間とする社会教育中期計画に基づき、各種の社会教育施策を推進してまいります。

町民が生涯にわたって生きがいを持ち、充実した生活を実現するために、それぞれのライフステージに応じた学習活動を行って自己実現を図ることが必要であり、その意味では社会教育の果たす役割は極めて重要であると考えます。

近年、核家族化や少子化などの影響により、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。このため、家庭教育に資する学習活動や、子育てに関する支援事業の充実に努めてまいります。

生涯学習の推進については、いつでも、どこでも、だれもが必要に

応じて生涯学びあえる環境づくりを進める必要があることから、様々な学習機会の提供に努めてまいります。

少年教育については、サタデースクール、放課後子ども教室、イングリッシュキャンプ、学習サポート塾の継続実施により、自然や生活体験を重視した学習を行い、子どもたちの自立心や協調性、社会性などを養い、豊かな人間形成を図る学習機会の充実を図ってまいります。

青年教育については、町づくりの更なる活性化を図るため、青年組織の主体的活動を支援するとともに、ボランティア活動や地域社会づくり等に参加するなど、若い力の町づくりへの積極的な参加を支援してまいります。

成人一般教育については、学習ニーズに対応した多様な学習機会が必要であることから、生涯学習講座や研修会、出前講座などを開設し、様々な学習機会の提供に努めるとともに、各種団体やサークル活動への支援を行ってまいります。

家庭教育については、インターネットやスマートフォンの普及などの社会環境や共働き家庭の増加など家庭環境の変化により、子どもを取り巻く環境が大きく変化している中で、新たな課題が発生しています。

そのため、教育を考える集いやインターネット安心講座などの学習機会の提供を行い、家庭教育の充実を図ってまいります。

女性教育については、土幌町男女共同参画推進条例を制定して以来、基本計画に沿って関係機関等と連携協力して取り組み、女性団体の活動支援を行っています。

引き続き、女性団体の主体的活動を支援し、女性ライフスクールの開設、地区女性学級の支援を行ってまいります。

高齢者教育については、柏樹学級の開設により、スポーツ・ボランティア活動や世代間交流活動を通して心身の健康増進に努め、生きがいのある生活が実現できるよう支援していくほか、豊かな経験を生かした学習活動や社会参加を推進してまいります。

本町における文化活動は、文化協会加盟団体や各種サークルにより自主的な活動が活発に行われています。引き続き文化団体への活動支援や芸術鑑賞会、文化祭の開催を行ってまいります。

したしみ図書館については、生涯学習のための拠点として、町民の読書要求と学習意欲に応えられる資料を収集・提供するとともに、広く町民に親しまれる図書館づくりに取り組んでまいります。

また、子どもの読書活動を推進するため、小学校と連携した巡回図書や、読み聞かせ等の活動を継続するとともに、ボランティアサークルの育成を図り、小学校などでの読み聞かせ活動等の更なる充実を図ってまいります。

スポーツについては、健康や体力の維持・増進のほか、地域コミュ

ニティ形成にも大きな役割を果たすものであり、「町民一人一スポーツ」運動を推進してまいります。

また、町民が個々の体力や健康状態に応じてスポーツに取り組めるよう、初歩的なスポーツ教室や軽スポーツの普及促進に努めるほか、スポーツ推進委員や町体育連盟各競技団体と連携を図り、各種競技大会を開催いたします。

スポーツ少年団活動は、競技技術の向上に加えて、子どもたちの健全育成にも大きく寄与するものであり、指導者の養成や日常活動に対する支援に取り組んでまいります。

社会教育施設については、複合施設である総合研修センターが平成6年に開設して以来、生涯学習の拠点施設としての役割を果たしております。

今後も、いつでも・だれもが学ぶことができる施設として多くの町民の方々に利用していただけるよう、利用者のニーズを的確に把握して、要望に十分応えられるよう、施設・設備の維持・管理に努めてまいります。

また、本町では、各地区公民館が地域コミュニティを形成する場として重要な役割を果たしており、地域住民の教養の向上、健康の増進、生活文化の振興、社会福祉の増進に大きく寄与しています。公民館活動推進委員会への継続した支援を行うとともに、公民館施設は各地区の活動拠点であるとともに災害時の避難場所に指定されていることから、施設・設備の適切な維持・管理を行ってまいります。

その他、スポーツ施設についても、施設延命化のため、適切に維持・管理してまいります。

児童福祉法の規定に基づく放課後児童健全育成事業、いわゆる学童保育を、町長から事務委任を受け、平成28年度から教育委員会で実施しております。

小学校との連携を図り、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供してまいります。

以上、令和4年度教育行政執行方針について申し上げます。

教育委員会制度改革により、平成27年度から町長と教育委員会で総合教育会議を開催しておりますが、教育委員会といたしましては、これまで以上に町長と連携して、土幌町教育大綱に掲げる「輝く未来へ

しほろ創生」の基本理念のもと、今後も次代を担う本町の子どもたちの心豊かな成長と、町民の皆様の活気と潤いに満ちた生涯学習社会の創造をめざし、学校・家庭・地域はもとより、関係機関・関係団体等との連携を深めて本町教育のより一層の充実・発展のため、全力で取り組んでまいります。

町民の皆様、町議会議員の皆様の一層のご理解とご協力を心からお

秋間議長	<p>お願い申し上げます。</p> <p>ここで11時15分まで休憩いたします。</p>
	<p>午前11時03分 休憩</p> <p>午前11時15分 再開</p>
秋間議長	<p>会議を再開いたします。</p> <p>本臨時会に提出された議案について、理事者から提案理由の総括説明を求めます。副町長登壇願います。</p>
亀野副町長	<p>今期臨時会に提案しております議案の総括説明をいたします。</p> <p>議案については、専決処分の承認が2件、条例の一部改正5件、補正予算案7件の合計14件の議案を提出させていただきます。</p> <p>承認第1号および第2号は、令和3年度一般会計介護サービス事業特別会計補正予算の専決処分の承認であります。議案第1号から第5号は条例の一部改正であります。議案第1号は土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正で、令和3年人事院勧告に伴い、新たに特別職になった者の令和4年6月に支給する期末手当の率を改定しようとするものでございます。議案第2号は土幌町町税条例等の一部改正で令和4年度税制改正による地方税法との改正に伴い、当該改正を条例に反映させるため改定するものでございます。議案第3号は土幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正で助成範囲を拡大するため、改定をしようとするものでございます。議案第4号は土幌町国民健康保険税条例の一部改正で令和4年度税制改正による国民健康保険法施行令等の一部改正に伴い、課税限度額の引き上げを行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民健康保険税の減免の特例の延長について改正を行うものでございます。議案第5号は土幌町介護保険条例の一部改正で新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免の期間を延長するため改正するものであります。</p> <p>議案第6号から第12号までは補正予算でありまして、一般会計ほか5特別会計および病院事業会計の補正予算であります。議案提案の都度、詳細をご説明いたしますのでご審議のうえ、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
5 秋間議長	<p>日程第5、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。総務企画課長</p> <p>総務企画課長西野よりご説明申し上げます。</p>
西野総務企画課長	<p>令和3年度土幌町一般会計補正予算第11号について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき令和4年3月30日付けをもって専決処分を行いましたので、その内容について同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。</p> <p>1枚おめくりいただき、1ページをご覧ください。第1条歳入歳出の</p>

総額に歳入歳出それぞれ 3 億5,616万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億903万9,000円に改めたものでございます。

歳出からご説明いたしますので、10ページをご覧願います。

2 款 1 項13目財政調整基金費では、24節積立金に基金積立金 1 億円を追加し、16目減債基金費においても同様に24節積立金に基金積立金 1 億円を追加するもので、いずれも決算剰余金による積み立てを行うものがあります。

次に 3 款 1 項 5 目老人福祉施設費では、介護サービス事業特別会計の補正に伴うもので、27節繰出金の介護サービス事業繰出金を 8 万円減額するものでございます。

次に11款 1 項 1 目元金ならびに 2 目利子では、決算剰余金活用により、長期債の一部を繰上げ償還することとし、元金に 1 億5,605万円、利子に19万円を追加するものでございます。

次に歳入についてご説明いたしますので、7 ページをご覧願います。2 款 1 項 1 目自動車重量譲与税から 1 枚おめぐりいただき、9 ページまで移りまして 9 ページ上段の10款 1 項 1 目地方交付税まで、いずれも交付額の確定に伴い、それぞれ増額または減額するものでございます。その下の18款1項 3 目財政調整基金繰入金は、実績により 2 億円減額、19 款 1 項 1 目繰越金の前年度繰越金に7,182万1,000円を追加し、20款 5 項 5 目雑入の備荒資金組合納付還付金を 1 億7,865万円減額し収支の均衡を図ったところでございます。

なお最終11ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(な し)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(な し)

秋間議長

討論なしと認め、これから承認第 1 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

秋間議長

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり承認することに決定されました。

6

日程第 6、承認第 2 号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。朗読を省略し提案理由の説明を求めます。特別養護老人ホーム施設長。

齋藤特養施設長

特別養護老人ホーム施設長齋藤より説明いたします。

承認第 2 号、令和 3 年度土幌町介護サービス事業特別会計補正予算第 3 号について、地方自治法第179条第 1 項の規定により、令和 4 年 3 月 3

0日付けで専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものでございます。

1ページをご覧ください。第1条歳入歳出予算の補正の款項目区分及び当該区分毎の金額ならびに補正後の歳入歳出の金額につきましては、第1表歳入歳出予算補正によるものでございます。歳入についてご説明しますので4ページをお開き願います。3款1項1目一般会計繰入金を8万円減額し、6款1項1目新型コロナウイルス対策に係る同補助金を8万円追加する財源補正をするものでございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、原案のとおりご承認賜りますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから承認第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり承認することに決定されました。

7

[日程第7、議案第1号土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案](#)を議題といたします。

朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長

議案第1号土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この条例は令和3年の人事院勧告を受け、3月4日第1回定例町議会において、土幌町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例案の議決をいただいた議案に引き続き、令和3年12月に一般職の職員として期末手当を支給された者が特別職の職員となったため、既に支給を受けた期末手当0.15か月分の引き下げに相当する額を減額するため、付則の第2条に記載の1項を加え、令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置を定めるものでございます。なお特別職で役職が変更になったものは既に第1回定例町議会で議決をいただいている条例が適用されますことをご報告申し上げます。

附則ではありますが、この条例は公布のから施行するものであります。

以上簡単ですが議案第1号の説明とさせていただきます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第1号を採決します。

秋間議長

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第2号土幌町町税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。

亀野副町長

議案第2号土幌町町税条例等の一部を改正する条例案について説明をいたします。この条例は令和4年度税制改正による地方税法等の一部を改正する法律が本年3月22日、国会において可決成立したことを受け、当該改正を町税条例に反映させる必要が生じたため、改正を行うものでございます。説明資料の2ページをご覧ください。4ページから新旧対照表を載せてございますが、本ページの改正の要旨で説明をさせていただきます。

改正は第1条、第2条があり、税目・改正項目ごとに説明を申し上げますが、適用期日等につきましては、一番右の欄をご参照願います。

今回の改正は、地方税の一部改正に伴い固定資産課税台帳の閲覧の手数料等に関する規定、熱損出防止いわゆる省エネ改修工事等をした住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者が提出すべき申告書に関する規定ならびに商業地等に関わる令和4年度分の固定資産税の特例に関する規定の整備等を行うものでございます。

第1条による改正であります。個人町民税に関わる改正で1の所得割の課税標準については現行の上場株式等に関わる配当所得につき、納税義務者が所得税の確定申告と個人住民税の申告を行うことにより、所得税と個人住民税において、異なる課税方式の選択が可能となり、今回の税制改正では、この上場株式等に係わる譲渡損出の損益通算および繰越し控除の適用要件を所得税と住民税とで一致させるため、所用の規定整備を行うもので、総合課税又は分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用対象とするものでございます。

次に2の配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除につきましては、総合課税又は分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告の記載によって行うものでございます。

上場株式等に係わる配当所得等につきましては、特別徴収されているため申告は不要ですが、総合課税又は分離課税として申告することで総合課税のみ配当控除や配当割額控除の適用を受けることができます。なお申告した場合は、合計所得金額に算入されるため、その金額によっては配偶者控除や扶養控除の対象から外れたり、所得金額を算定基礎としている国民健康保険料との金額が上がることもありますことを申し添えます。

次に、3の公的年金等受給者の町民税の申告については、公的年金受給者等の特定配偶者、扶養親族等の申告を改め、公的年金等控除額の算定における合計所得金額について、個人町民税における他の所得控除と

同様に退職手当等を含まない合計所得金額に用いるため、所得税の納税義務者の金額所得が900万円以下で、同一生計配偶者合計所得金額が95万円以下の特定配偶者及び、退職手当を有しない扶養親族等を記載し公的年金等の支払者を経由し町長に提出される手続きについて定めるもの
でございます。

次に4の給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族の申告につきましては、確定申告における個人町民税における記事項に退職手当等を有する一定配偶者及び扶養親族の氏名等を追加するもので、給与所得者、公的年金受給者等の扶養親族等申告書を改めるもの
でございます。

なお、給与所得者は配偶者の氏名を記載、公的年金受給者につきましては、一定の配偶者、16歳超の退職者手当等を有する者に限り、扶養親族の申告の義務化、配偶者の氏名を記載すること
となっております。

次に5の住宅借入金特別控除につきましては、令和3年の年末に期限を迎えた住宅ローン減税特別控除期間を令和7年の入居年まで4年間延長するもの
でございます。なお、新型コロナウイルス感染症による特別措置については、住宅ローン減税の延長見直しに伴い終了となります。

次に6の上場株式等に係る配当所得の特例では、上場株式等に係わる譲渡所得等について特別徴収されているため、申告は不要ですが、分離課税として申告することで株式等譲渡所得割控除の適用や上場株式等の分離課税のみ配当所得等と相殺することができるため、申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用する文言を追加して
ございます。

続きまして3ページをご覧ください。固定資産税の1の証明書につきましては、不動産登記法の改正により固定資産税に係る登記名義人の死亡の記述を符号によって表示する制度が新たに設けられたこと等に伴い、登記所から市町村への通知事項を追加する等、固定資産課税台帳の記載事項証明の交付を行う際に、DV被害者等の登記簿上の住所が含まれている場合は、当該住所に変わり新たに登記所から通知される事項、住所にかわる事項について、諸用の措置を講ずるもの
でございます。

次に2の税額の減額ですが、一体要件を満たす住宅の熱損出防止、省エネ改修工事を行った場合に、固定資産の減免措置を特例拡充に伴い、諸用の措置を講ずるもの
でございます。

次に3の課税標準の特例では、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動や国民生活全般を取り巻く大きく変化したことを踏まえ、景気回復の万全を期すため土地にかかる固定資産税等の負担調整について激変緩和の観点から令和4年度地方税制改正を受けて、令和4年度に限り商業地等にかかる課税標準額の上昇幅を評価額の5%から2.5%に改めるもの
でございます。

続きまして第2条による改正であります。個人町民税にかかる改正の1の申告書につきましては、第1条の改正により扶養親族申告書にかかる改正規定を変更するもの
でございます。その他につきましては法律

	改正による引用条項のずれを修正し、文言の整理をするものでございます。
	以上、議案第2号の説明といたします。
秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。 (な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。 (な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第2号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。 (異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。
9	日程第9、議案第3号士幌町乳用児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。
亀野副町長	朗読を省略し提案理由の説明を求めます。副町長。 議案第3号士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部改正する条例案について説明いたします。 説明資料の20ページをご覧ください。 この改正は助成範囲を高校生まで拡大するため条例を改定するものでございます。 第2条中、現行の15歳を18歳に改め、助成範囲の拡大に伴い第3条中の対象者についての文言の整理を行うものでございます。 議案の9ページに戻っていただきまして、附則の施行期日ではありますが令和4年8月1日からとするものでございます。 なお、附則の第2項で改正後の士幌町乳幼児等医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以降の医療費から適用し、施行日前の医療費については、従前の例とするものであります。 以上、簡単ですが議案第3号の説明とさせていただきます。 これから質疑を行います。ありませんか。 3番大西議員
秋間議長	
大西議員	ちょっと馴染まないと思うのだが、説明資料の中に18歳に達する日以後の最初の3月31日ということは、誕生日になったら18歳になりますよね、それ以降の3月31日までということになれば、今は18歳は大人になりますよね、乳幼児で片付けてよいものなのか文言を、合わないのではないかと思う。成人ですから18歳は。小児科に行くと18歳までは小児科と言いますけれど、18歳超えちゃうと大人ですから、乳幼児って言うと子どもなのだけど、その辺の文言を変えないとおかしくないか。
秋間議長	副町長
亀野副町長	私の方から今のご質問についてお答えさせていただきます。 大西議員のご指摘のとおり、私どもの中でも18歳についての議論を重

	ねたところでございます。今回も既存にある条例をそのまま使わせていただくために、この中の等ということで18歳について整理させていただくことをご理解賜りたい。
秋間議長 大西議員	3番大西議員 今、法律が変わったのだから、条例だろうが何だろうが大人を子どもと呼ぶのか、児で良いのか。成人しているのだからそれをきちっとしないと、前の条例をそのまま移行していくのはおかしくないか、馴染まないでしょう。国から来てるからそのまま行こうということだと思いが、どこかが指摘しないと子どもか大人か判断がつかなくなる。これはどこかで変えないと、国に言わないとおかしいでしょう。国から来たからそのままというのは正当な理由でないでしょう。これは説明がつかないよ。
秋間議長	暫時休憩をします。
	(暫 時 休 憩)
秋間議長	休憩を解きます。
亀野副町長	副町長 私の方からご質問にお答えさせていただきます。 今の現状におきましては、乳幼児等につきましては0歳から15歳で、ご指摘のとおり18歳は成人でありますので、今後、文言については検討させていただきたい。
秋間議長	その他にありますか。
	(な し)
秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
	(な し)
秋間議長	討論なしと認め、これから議案第3号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異 議 な し)
秋間議長	異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。
10	日程第10、議案第4号士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案 を議題といたします。
亀野副町長	朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長 議案第4号、士幌町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。 この条例は令和4年度税制改正による、地方税制法等の一部改正する者ですが、本年3月22日に国会において可決成立したことを受け、当該改正を国保税条例に反映させる必要が生じたため改正を行うものでございます。 説明資料の21ページをご覧ください。

22ページから新旧対照表を載せてありますが、改正の要旨で説明をいたします。改正は項目ごとに説明を申し上げますが、適用期日等につきましては一番右の欄をご参照願います。

今回の改正では第2条課税額の課税限度額について、国民健康保険の保険税負担の公平性確保を図るため、国民健康保険税の基礎課税額、医療給付費分に係る課税限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者の支援金等課税額に係る課税限度額を現行の19万円から20万円に改めようとするものでございます。

なお、介護納付金課税額に係る課税限度額については変更はございません。

次に国民健康保険の減額につきましては、今ご説明させていただきました第2条の改正同様、医療費分、介護分の課税限度額を引き上げるものでございます。

次に課税の特例として、法律の改正による文言の整理を行うもので、減免の特例として新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し又は重篤な病傷を負った世帯及び一定程度収入が減少した世帯に対する国民健康保険税の減免期間を令和4年度分まで延長するため、附則の第14項中の令和5年3月31日までの納期限のものを対象とするよう改めようとするものでございます。

議案10ページに戻っていただきまして、附則の施行期日は交付の日からであります。改正後の第2条第2項及び第3項、第23条第1項ならびに附則第14項の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

秋間議長

質疑を終わり、これから討論を行います。

(なし)

秋間議長

討論なしと認め、これから議案第4号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。

11

[日程第11、議案第5号士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案](#)を議題といたします。

朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長

亀野副町長

議案第5号士幌町介護保険条例の一部を改正する条例案について説明をいたします。

この改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入の減少が見込まれる場合等における第1号被保険者の保険料の減免

		<p>に係わる措置を延長するため、条例を改正するものであります。</p> <p>説明資料の24ページをお開き願います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し又は重篤な病傷を負った第1号被保険者及び世帯の主たる生計維持者において、一定程度収入が減少した第1号被保険者の介護保険料減免期間を令和4年度分まで延長するため、条例第7条第1項中の令和5年3月31日までの納期限のものを対象とするよう改めようとするものでございます。</p> <p>議案の最終11ページに戻っていただきまして、附則の時期でございますが、この条例は公布の日から施行し、改正後の附則第7条第1項の規定は令和4年4月1日から適用するものであります。</p> <p>以上、議案第5号の説明とさせていただきます。</p> <p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>秋間議長 質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p> <p>秋間議長 討論なしと認め、これから議案第5号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p> <p>秋間議長 異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。</p> <p>12 日程第12、議案第6号令和4年度土幌町一般会計補正予算を議題といたします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。副町長</p> <p>亀野副町長 令和4年度土幌町一般会計補正予算の概要についてご説明申し上げます。</p> <p>令和4年度当初予算は、町長選挙に伴い経常経費を中心とした骨格型の予算となりましたが、今回計上した補正予算は政策経費にかかわる予算となっております。</p> <p>以下、当初予算と補正予算を合わせた予算額及び前年度当初予算との対比について申し上げます。</p> <p>それでは補正予算にかかわる説明資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページの令和4年度当初予算全会計総括表をご覧ください。</p> <p>はじめに補正予算の規模でございますが、一般会計は6億6,410万3,000円で当初予算及び補正予算第1号を合わせた予算額は74億5,110万3,000円となり、対前年度比2億9,610万3,000円の増、率にして4.1%の増となります。</p> <p>次に特別会計であります。介護会計は60万円で当初予算と合わせると7億3,557万2,000円となり対前年度比2.9%の減、介護サービス会計は2,805万円で当初予算と合わせますと5億6,607万5,000円となり対前</p>
--	--	--

年度比6.5%の減、簡水会計では3,700万円で当初予算と合わせますと3億204万5,000円となり対前年度比7.8%増、下水道会計では380万円で当初予算と合わせますと2億2,592万9,000円となり前年度対比8.3%の増となります。

次に病院会計であります、資本的収支で支出が1億6,170万円で当初予算と合わせますと2億6,966万4,000円となり対前年度比126.4%の増でそれぞれ収益的収支及び資本的収支を合わせ、12億2,351万5,000円となり対前年度比17.6%の増となっております。

これらの結果、当初予算及び補正予算第1号を合わせた全会計の予算規模は、116億5,506万円となり対前年度比4億5,571万4,000円の増、率にして4.1%の増となったところでございます。

つづきまして2ページに移りまして、主要事業の概要ですが一般会計の主だった事業を記載していますが、詳細につきましてはこの後、第1号補正予算の中で総務企画課長よりご説明いたしますので、概要のみ申し上げます。

①新型コロナウイルス対策では、(1) 新型コロナワクチン接種事業に77万円、(2) 商工業・観光振興として昨年度に引き続き経済対策を行うもので5事業合わせて5,250万円を計上しております。

次に②生活関連施策では、上下水道、町道、住宅整備に1億4,030万円を計上し、当初予算と合わせインフラ整備を進めてまいります。

次に③産業振興・雇用・労働につきましては、(1) 農業基盤整備として土地改良事業及び農道整備に9,350万円を計上し、(2) 農業・農村・林業振興では牛乳消費拡大、鳥獣害防止対策として関連組織への助成など840万円を計上しております。(3) では商工業・観光振興として観光拠点3施設について、アフターコロナを見据えたプランや施設整備に1,768万2,000円を計上したところでございます。

次に④の教育・スポーツ振興につきまして、(1) 学校教育ではスクールバス購入費など学校施設整備と合わせ、4,859万8,000円を計上してございます。次に(2) は役場東側にあります青年会館の解体工事費300万円を計上したところでございます。次に(3) では高等学校の充実を図るうえで学びの場の環境を整えるうえで機器購入や施設整備費用合わせて2,376万7,000円を計上したところでございます。

3ページをお開き願います。⑤福祉・保健・子育てにつきましては、(1) に高齢者・障がい者福祉として特別養護老人ホームエアコン整備に伴う操出しのほか、合わせて3,068万5,000円を計上してございます。次に(2) では、保健・予防・衛生事業として国保病院ボイラー改修工事ほか1億6,400万円を計上、(3) 子育て支援事業では、子育て環境の拡充を図るため新たに在宅子育て世帯応援事業、高校卒業までの医療費無料化を加え、備品や施設整備ほかに2,392万2,000円を計上したところでございます。次に⑥のその他につきましては、(1) 共働きのまちづ

くり事業・パートナーシップ事業のうち、自主防災組織の活動を活発に行えるよう助成金100万円を計上してございます。次に（２）その他では、ふるさと納税による地域の好循環をさらに見直すために、感謝特典事業に1億6,351万5,000円を計上し、さらなる情報発信経路を広げるために町公式LINE委託料や旧土幌駅舎を含む旧土幌駅エリアを歴史的財産として、維持・保全を図るため交通公園プラットホーム改築工事など記載の事業、委託工事を合わせて2億2,323万9,000円を計上したところでございます。

つづきまして4ページに移りまして、ここでは補正予算に計上した一般会計の歳入の主なものについて申し上げます。

肉付け部分に記載してございます国庫支出金につきまして、5,006万2,000円を追加し総額5億3,584万8,000円としたところでございます。次に同支出金では400万円を追加し、総額3億8,034万3,000円としたところでございます。

次に寄附金、主にふるさと納税分ですが1億5,000万円を追加し、総額を4億2,000円としたところでございます。次に繰入金に2億7,400万円を追加し、総額6億8,499万7,000円としたところでございます。次に繰越金に5,125万円を追加し、総額7,125万円としたところでございます。次に諸収入に1,149万1,000円を追加し、総額4億5,661万円としたところでございます。次に町債につきましては、1億2,330万円を追加し、総額3億4,710万円としたところでございます。

なお参考ではございますが、普通建設事業費等に充てる町債は2億4,220万円で対前年度比7,740万円の減、率にして24.3%の減となったところでございます。

次に5ページをお開き願います。こちらは一般会計の歳出について款毎にまとめたもので、肉付けを行った部分のみ説明をさせていただきます。総務費では2億2,423万9,000円を追加し、当初予算と合わせた金額は12億1,341万3,000円となり対前年度比2億5,800万4,000円の増、率にして27%の増となります。民生費では5,013万2,000円を追加し、当初予算を合わせた予算額は14億5,016万4,000円となり、対前年度比5,486万4,000円の減、率にして3.6%の減となります。次に衛生費では4,007万円を追加し、当初予算を合わせた予算額は8億1,374万7,000円となり対前年度比858万円の増、率にして1.1%の増となります。農林業費では1億190万円を追加し、当初予算を合わせた予算額は7億7,307万8,000円となり対前年度比1億6,347万5,000円の減、率にして17.5%の減となります。商工費では7,018万2,000円を追加し、当初予算と合わせた予算額は2億3,732万7,000円となり対前年度比601万9,000円の減、率にして2.5%の減となります。土木費では1億330万円を追加し、当初予算を合わせた予算額は7億7,354万1,000円となり対前年度比1億6,797万3,000円の増、率にして27.7%の増となります。教育費では7,428万円を追加し、

当初予算を合わせた予算額は11億1,108万7,000円となり対前年度比6,062万8,000円の増、率にして5.8%の増となります。これらの結果、肉付け第1号補正予算の合計は6億6,410万3,000円、当初予算と合わせた予算額は74億5,110万3,000円となり、対前年度比2,961万3,000円の増、率にして4.1%の増となったところでございます。

なお表の下にその他として、特別会計、病院事業会計の補正予算の主だった事業等の概要を記載してございますので、ご参照願います。

予算編成にあたっては町民の皆様が安心して暮らせることができるようコロナ禍における各種事業者支援など防災対策や道路等の整備、子育て支援事業など、それぞれ優先度や緊急度を見極めたうえで計上したところでございます。今後も第6期町づくり総合計画（後期計画）との整合性や総合戦略の着実な推進を図りながら限られた財源の効率的な活用と健全な財政運営を取り組んでまいります。

以上、補正予算の概要を申し上げましたが予算内容の詳細につきましては、引き続き一般会計を総務企画課長、特別会計及び事業会計を含め提案時に各所属長からご説明申し上げます。

ご審議の程、どうぞよろしくお願い致します。

ここで13時15分まで休憩をいたします。

午前12時02分 休憩

午前13時15分 再開

秋間議長

秋間議長

休憩を解き、会議を再開いたします。

総務企画課長、説明をお願いします。

西野総務企画課長

総務企画課長西野よりご説明申し上げます。

議案第6号「令和4年度 土幌町一般会計補正予算」第1号ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億6,410万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ74億5,110万3,000円に改めようとするものです。

地方債の補正は、「第2表 地方債補正」によるものといたします。

それでは、歳出からご説明いたしますので、11ページをお開き願います。2款1項1目一般管理費では、全国的な共通ルールが法律で規定されることとなった個人情報保護法の改正、並びに、地方公務員の定年延長に係る地方公務員法の改正、これらに伴う例規整備や新制度への円滑な対応を図るため、12節委託料に新個人情報保護制度対応支援業務委託料374万円、並びに地方公務員の定年延長新制度支援業務委託料129万8,000円を追加し、14節工事請負費では、既存の役場前庭トイレの新規給水栓設置、便器の洋式化改修等を行うため、屋外トイレ給水工事210万円を追加いたします。

次に2目文書広報費では、町公式LINEの開設に伴う、その導入等

費用として、12節、委託料に町公式LINE委託料362万1,000円を追加、街並みやイベント風景など将来に残す町の記録映像の制作費用として、記録映像制作委託料58万5,000円を追加するもので、特定財源として、地方創生臨時交付金342万1,000円を充当するものでございます。

次に3目財産管理費では、市街地空洞化対策を目的とした事業用地の購入のため、16節公有財産購入費の土地購入費380万円を追加し、17節備品購入費では、職員の安全運転意識の向上や事故発生時の活用、地域防犯の向上を図るため、公用車33台へのドライブレコーダー設置費用として、機械器具購入費130万円を追加するものでございます。

次に6目企画費では、7節報償費から11節役務費まで、及び12節委託料のふるさと納税に係る費用の追加につきましては、骨格予算とした当初予算では、寄附額を前年度当初予算ベースで計上したところでありますが、引き続き地域経済の活性化を促進するため、昨年度のふるさと納税の実績等を踏まえ、所要の経費合わせて8,851万5,000円を追加するもので、このほか、遊水公園に植栽したエゾヤマザクラの枝処理、鳥居支柱撤去等の費用として、12節委託料に、遊水公園桜剪定業務委託料49万6,000円を追加するほか、平成30年策定の空家等対策計画の見直しを進めるにあたり、これまでの課題等の整理、現状の実態調査の実施など、当該計画の改訂版の策定に向けた費用として、空き家空き地情報調査業務委託料400万円を追加し、中土幌太陽光発電所の機器更新のため、14節工事請負費に400万円を追加するもので、特定財源として、空き家対策総合支援事業補助金168万3,000円ほか、記載のとおり充当するものでございます。

12ページをご覧ください。7目環境対策費では、地域脱炭素実現に向けた再生可能エネルギーの最大限の導入を図る計画づくりを進めるため、12節委託料に再エネ導入目標策定事業支援業務委託料1,000万円を追加し、特定財源として再エネ導入計画づくり支援事業補助金749万1,000円を充当するものでございます。

次に9目情報管理費では、会計年度任用職員の共済制度改正に係るシステム改修費用として、12節委託料にプログラム変更委託料316万4,000円を追加するほか、役場本庁舎と食品加工施設・川西へき地保育所等の施設とを結ぶインターネット環境を改善するためのネットワーク機器や、グループウェアシステム等の機器更新に係る費用として、情報システム整備委託料616万円を追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金74万8,000円を充当するものでございます。

次に10目地域生活交通確保対策事業費では、ふるさと教育などの活用を想定し、歴史的資源である旧土幌駅を含む交通公園の保存・維持を図るため、14節工事請負費に、交通公園プラットホーム改築工事936万円を追加し、18節負担金補助及び交付金では、農村地域の高齢者等を対象に実施しておりますハイヤーチケットの助成について、新たに農村地域

に加え、市街地域の方が免許返納または、失効された場合を対象とした追加助成に伴う費用として、高齢者等移動支援事業助成金80万円を追加するものでございます。

次に11目協働推進事業費では、自主防災組織の運営・活動経費に対する助成制度を新設し、18節負担金補助及び交付金にパートナーシップ事業助成金100万円を追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金100万円を充当するものでございます。

次に12目諸費では、平成30年に作成した防災ガイドブックについて、法改正に伴う避難関連の表記変更、防災無線、感染症対策等内容の更新・充実を図るため、その更新・作成に係る費用として、12節委託料に、防災ガイドブック更新委託料130万円を追加するものでございます。

次に14目愛のまち建設基金費では、指定寄附金を基金に積み立てるものですが、昨年度のふるさと納税の寄附実績等を勘案し、24節積立金に、7,500万円を追加し、特定財源として、指定寄附金を同額充当するものでございます。

13ページに移りまして、18目開町100周年記念事業費では、昨年度感染症の影響もあり実施できなかった記念事業のうち、記念講演等の企画・運営に係る費用として、12節委託料に記念事業企画委託料400万円を追加するものでございます。

次に3款1項1目社会福祉総務費では、町内の民間介護施設等における介護従事者の就業・定着を図ることを目的とした、新たな補助制度として、18節負担金補助及び交付金に、介護従事者就業支援等補助金120万円を追加するものでございます。

次に3目障がい者福祉費では、重度心身障がい者医療の見直しに伴うシステム改修費用として、12節委託料に福祉医療システム改修委託料71万5,000円を追加するほか、点字習得など障がい者が受講する講習の充実を図るため、障がい者コミュニケーション指導委託料12万円を追加するものでございます。

次に5目老人福祉施設費では、特養の入居者居室エアコン設備の更新等に伴い、27節繰出金に施設整備費繰出金2,805万円を追加し、特定財源として、愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に9目介護保険費では、一般介護予防事業における参加者送迎車両の試行的運行実施に伴い、27節繰出金に地域支援事業繰出金（介護予防・日常生活）7万5,000円を追加するものでございます。

次に2項2目認定こども園費では、施設の屋根塗装工事として、14節工事請負費に558万5,000円を追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

14ページをご覧ください。5目、子育て支援推進費では、新たに、満3歳未満児等を在宅で子育てする世帯への支援事業として、7節報償費に在宅子育て世帯応援事業180万円を追加、3歳児検診の視力検査用機

器、スポットビジョンスクリーナーの購入費用として、17節備品購入費137万5,000円を追加するもので、特定財源として母子保健衛生費補助金68万7,000円ほか記載のとおり充当するものでございます。

次に6目、乳幼児等医療費では、乳幼児等医療費の助成対象を、現行の15歳の年度末までから、18歳の年度末までに拡大することに伴い、11節役務費、12節委託料、19節扶助費に、関連費用合わせて761万2,000円を追加し、特定財源として愛のまち建設基金繰入金306万5,000円を充当するものでございます。

次に8目こども発達相談センター費では、施設の暖房・給湯設備のほか、トイレの洋式化など改修に係る費用として、14節工事請負費に360万円を追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に4款1項5目上水道費では、簡易水道事業の水道管敷設工事の追加に伴い、27節繰入金に水道施設費繰入金3,700万円を追加するものでございます。

次に6目新型コロナワクチン接種事業費では、コロナワクチンの4回目以降接種に向けたシステム改修費用として、12節委託料に健康管理システム改修委託料77万円を追加し、特定財源としてワクチン接種体制確保事業補助金を同額充当するものでございます。

15ページに移りまして、2項1目ごみ処理費では、施設の経年劣化に対応するため、14節工事請負費にリサイクルセンター屋根塗装工事230万円を追加するものでございます。

次に6款1項3目農業振興費では、昨年度に引き続き、牛乳・乳製品の消費拡大の取り組みを進めるため、18節負担金補助及び交付金に農業振興対策本部助成金40万円を追加するもので、特定財源として、愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に7目土地改良事業費では、12節委託料、14節工事請負費、21節補償補填及び賠償金のそれぞれについて、農道、排水路整備に係る事業執行経費、電柱移設に係る補償経費等、所要額 合わせて9,350万円を追加するもので、特定財源として地域づくり総合交付金、一般単独事業債、辺地対策事業債を、記載のとおり充当するものでございます。

次に2項1目林業振興費では、有害鳥獣による農作物被害の軽減に効果的な移動式侵入防止柵について、その導入支援を実施する協議会への負担として、18節負担金補助及び交付金に鳥獣被害防止対策協議会負担金800万円を追加するもので、特定財源として、地域エゾシカ対策事業負担金400万円を充当するものでございます。

16ページをご覧願います。7款1項1目商工振興費では、コロナ関連経済対策、事業者支援策として、18節負担金補助及び交付金に商品券発行事業助成金2,900万円のほか、記載の支援金等を、総額4,550万円追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金3,150万円を充当する

ものでございます。

次に2目観光振興費では、12節委託料に、しほろ温泉プラザ緑風の、再整備基本構想策定委託料100万円、道の駅ピア21しほろの公園整備に向けた基本実施計画策定委託料550万円を追加するほか、プラザ緑風の温水ボイラー保守点検整備委託料55万円を追加、14節工事請負費に、土幌高原ヌプカの里のキャンプ場と展望台、それぞれのトイレの改修や、敷地内の一部舗装工事費用として145万2,000円、ピア21しほろの大型サイン設置工事費用1,264万円、プラザ緑風の男女寝湯配管洗浄工事費用154万円をそれぞれ追加し、17節備品購入費では、ピア21しほろやヌプカの里における施設備品購入費500万円を追加、18節負担金補助及び交付金に、観光拠点施設の運営事業者へのコロナ関連支援策として観光拠点施設雇用継続支援金700万円を追加するもので、特定財源として地方創生臨時交付金1,023万8,000円を充当するものでございます。

次に8款2項3目道路橋梁新設改良費では、道路事業、町単独の公共施設整備工事の事業執行に要する経費として、12節委託料から、17ページに移りまして、16節公有財産購入費まで所要額を合わせて、9,670万円を追加するもので、特定財源として一般単独事業債3,600万円を充当するものでございます。

17ページの4項1目公共下水道事業費では、公共下水道事業の管路台帳整備に伴い、27節繰出金に集落排水事業に対する繰出金380万円を追加するものでございます。

次に5項1目住宅管理費では、町営住宅の屋根塗装工事として280万円を追加するものでございます。

次に10款1項1目教育総務費では、外国語指導助手・ALT1名の減に伴い、新たに指導助手の派遣を受けるため、1節報酬、4節共済費から指導助手1名分を減額し、新たに12節委託料に外国語指導助手派遣業務委託料453万8,000円を追加するほか、小中学校でのICT化推進に伴う関連機器の保守・管理を適正に行うため、学校ICT機器保守管理委託料270万円を追加するものでございます。

18ページをご覧ください。2目スクールバス管理費ではバス1台の更新費用として、17節備品購入費に2,596万円を追加し、特定財源として辺地対策事業債2,450万円を充当するものでございます。

次に2項1目学校管理費では、町内小学校の校舎や体育館等の各種改修工事に係る費用として、14節工事請負費に490万円を追加するもので、次の3項1目学校管理費では、中央中学校の校舎屋根防水、放送設備改修に係る費用として、14節工事請負費に1,050万円を追加するもので、特定財源として愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

次に4項1目学校管理費では、土幌高校校舎の放送設備、屋上防水工事に係る費用として、14節工事請負費に1,260万円を追加し、特定財源

として、愛のまち建設基金繰入金を同額充当するものでございます。

19ページに移りまして、2目教育振興費では、学習教材のタブレットの防水カバー等の購入費用として、10節需用費の消耗品費に36万7,000円を追加するほか、教育用iPad導入に係る費用として、12節委託料には、初期設定委託料11万円、17節備品購入費に購入費53万8,000円をそれぞれ追加し、特定財源として、地方創生臨時交付金101万5,000円を充当するものでございます。

次に4目農場管理費では、牛舎のバルククーラーの更新に係る費用として、12節委託料にバルククーラー製造設置委託料418万円を追加するほか、農場トラクターにGPS自動操舵システムを導入する関連費用として、13節使用料及び賃借料に、農業先端技術活用学習機器利用料2万4,000円を追加、農業実習室の屋根塗装工事費として、14節工事請負費に、158万9,000円を追加、トラクターの自動操舵システム及び作物生育調査用ドローンの購入費用として、17節備品購入費に245万9,000円を追加するものでございます。

次に5目食品加工施設費では、施設の照明をレンタルLED照明に変更するため、13節使用料及び賃借料に照明器具賃借料100万円を追加するほか、アイスクリーム保存用冷凍庫の購入費用として、17節備品購入費に90万円を追加するものでございます。

次に5項1目社会教育総務費では、14節工事請負費に青年会館解体工事300万円を追加するものでございます。

20ページをご覧ください。6項3目学校給食センター管理費では、学校給食の栄養管理システムの更新費用として、12節委託料に栄養管理ソフト導入委託料55万円、調理室床面の改修費用として、14節工事請負費に調理室改修等工事340万円を追加するもので、特定財源として、愛のまち建設基金繰入金340万円を充当するものでございます。

次に11款1項1目元金では、財源補正を行うもので減債基金繰入金1億円を追加充当し、公債費における特定財源の規模を前年度当初予算と同水準にするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、9ページをご覧ください。特定財源につきましては、歳出予算で、それぞれ説明しておりますので、一般財源のみ説明いたします。9ページ下段の18款1項3目財政調整基金繰入金に1億円追加し、前年度当初予算と同水準の予算規模とし、1枚おめくりいただき、10ページ上段の19款1項1目繰越金の前年度繰越金に5,125万円を追加し、収支の均衡を図ったところでございます。

次に5ページをご覧ください。第2表地方債補正はスクールバス整備事業や、舗装長寿命化修繕事業等の予算計上に伴い、辺地対策事業債、一般単独事業債をそれぞれ追加、一般廃棄物最終処分場拡張事業の起債事業区分変更に伴い、教育・福祉施設等整備事業債に一般廃棄物処理事業債を追加、並びに農道、排水路整備に係る事業執行経費の追加に伴い、

辺地対策事業債の起債限度額を変更し、1枚おめくりいただき、6ページは、一般単独事業債の起債事業区分組み換えに伴い、起債限度額をそれぞれ変更しようとするものでございます。

なお、21ページから22ページまでは、給与費明細書を、最終ページ、23ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を、それぞれ掲載しておりますので、ご参照願います。

以上で、説明を終わります。

よろしくご審議を賜り、原案のとおり可決決定いただきますようお願い申し上げます。

なお、引き続き主要な事業・対策等につきまして、補正予算用の説明資料に基づき、私総務企画課長並びに保健福祉課長、子ども課長、産業振興課長より、それぞれ説明をさせていただきますので、どうぞよろしくよろしくお願い申し上げます。

それでは、補正予算説明資料の6ページをお開き願います。

町公式LINE委託料でございますが、近年、他の自治体でも開設が進み、十勝管内では帯広市をはじめ、数町村が既に開設しておりますが、本町におきましても、情報発信の強化と町民の方々の利便性向上につなげられるよう、公式LINEの開設と効果的な運用を図って参りたいと考えているところでございます。

この資料には、現時点で想定する主な機能等を記載しておりますが、町からの様々な情報・お知らせを配信し、町民の方々がそれぞれ欲しい情報を選択できるといった仕組み、また、町民の方々からの申請や届出、通報、お問い合わせなどが受け付けられる仕組み、こういった双方向のコミュニケーションツールとしての活用が期待できるものと考えております。

事業費につきましては、導入初期構築費用や月額使用料等362万1,000円を今回計上させていただいたところでございます。

続きまして、7ページをお開き願います。再エネ導入目標策定事業でございますが、本町における地域脱炭素、2050カーボンニュートラル実現に向け、再生可能エネルギーの導入目標やその施策を明記した、『(仮称)士幌町地域再エネ導入計画』の策定を進めるものでございます。

事業内容等を資料に記載しておりますが、具体的には町の区域内における温室効果ガス排出量の把握など各種条件の整理をはじめ、これまでの温室効果ガス削減の取組みや再エネ導入に関する基礎情報の収集・分析、町民・事業者へのアンケート調査等の実施・集計・分析などを実施し、これら基礎情報と将来のエネルギー消費量の推計、再エネの導入可能性などを踏まえ、その導入目標や関連施策を整理していくものでございます。

事業費につきましては、再エネの導入目標策定に係る支援業務の委託料として、1,000万円を今回計上させていただいたところでございます。

続きまして、8ページの自主防災組織活動助成金でございますが、町内の自主防災組織における活動を支援するため、既存のパートナーシップ事業に自主防災組織を対象とした新たな助成金メニューを創設し、組織の活動推進、負担軽減を図るものでございます。

助成対象経費としましては、防災訓練や教育・啓発活動に係る経費、防災資機材の購入経費などとし、組織の規模に応じて助成させていただくものでございます。事業費につきましては、今後の新規設立分も含め100万円を今回計上させていただいたところでございます。

なお、本日の補正予算を議決いただいた後、役場だよりや町ホームページへの掲載のほか、それぞれの駐在区や自主防災組織へ個別に連絡させていただき、事業の周知・活用に努めて参りたいと考えております。

以上、総務企画課分の説明とさせていただきます。

引き続き、保健福祉課長、子ども課長、産業振興課長からご説明申し上げます。

保健福祉課長

秋間議長
藤村保健福祉課長

説明資料9ページの介護支援者就業支援等補助金について、詳細を保健福祉課藤村からご説明させていただきます。

この事業は、介護サービス事業所や障がい者支援施設等で働く介護従事者が慢性的に不足しており、サービスの低下や職場環境の悪化を防ぐことを目的に、介護事業所等に就業する方を対象に就業支援金と住宅準備支援金を補助し、人材の確保を図るため今臨時会に補正予算を計上したものであります。

事業の概要であります。支給対象者は町内に居住し、常勤職員として町内の介護事業所や障がい者支援施設に就業する場合、引越等の住宅準備金また継続して1年以上勤務した場合、就業支援金を補助する制度でございます。支給額は住宅準備支援金は20万円を上限として、就業支援金は1年毎に10万円上限3年間として支給するものです。

予算計上額は120万円就業支援金は本年4月採用まで遡及して対象といたします。

以上で説明を終わります。

秋間議長
角田子ども課長

子ども課長

在宅子育て世帯応援事業について、子ども課長角田よりご説明申し上げます。

説明資料の10ページをご覧ください。この事業は保育施設を利用しないで自ら家庭で子育てをする世帯に対して、町独自の支援として共通商品券を交付し在宅子育て世帯への経済的な負担軽減を図るものであります。対象となる世帯の要件は(1)2月1日を基準に4か月以上前から町内に居住していること。(2)年度内に2歳または3歳になる幼児がいること。(3)(2)の幼児を年度末まで保育施設を利用せずに家庭で子育てしていることで、すべての要件を満たすことが条件となっております。

秋間議長
藤内産業振
興課長

ります。交付内容につきましては、5月1日から土幌町に住んでいる世帯は10万円、10月1日から住んでいる世帯には5万円の共通商品券を交付するものであります。事業費につきましては、本年度の対象者を18件程度と想定し、180万円を計上させていただいたところであります。

以上で私からの説明を終わります。

産業振興課長

産業振興課藤内からご説明します。

資料の11ページをご覧ください。鳥獣被害防止柵導入助成事業は、有害鳥獣による農林業被害軽減のため、防止柵の整備に要する経費の一部に対し、補助金を交付するものです。

事業の内容は、町内に住所を有する農地所有者又は耕作者で購入費の2/3を補助するものです。上限額は20万円としています。令和4年度については40戸を予定し800万円を計上しています。なお負担金は、町が全額を土幌町鳥獣被害防止対策協議会へ概算払をし、交付実績に基づき精算することとしていますが、交付額の1/2を土幌町農業協同組合が負担していただくことになっております。

資料の12ページをご覧ください。

商品券発行事業助成金は新型コロナ発生から2年が経過し、いまだ収束しないコロナの影響が長期化する中、町内商工業者の売上高が減少していることから、町と商工会が連携し、町内商工業者への継続的な支援と合わせ住民生活の支援も目的としており、割増率20%のしほろ生活応援プレミアム商品券を発行し、消費の喚起、地元購買力の向上を図るものです。また使用期間を設けていることから、落ち込んでいる売上高を早めに回復させることも期待されます。1セット10,000円の購入で共通商品券が12枚、12,000円分利用できます。1人3セットまでの購入を可とし、7月と12月の計2回それぞれ7,000セット販売を予定しています。

補正予算には2回発行の割増分で必要となる2,800万円と事務費100万円を計上しています。

資料の13ページをご覧ください。

第三者認証取得促進給付金は、北海道が進めている飲食店を対象とした第三者認証制度による認証取得した認証事業者に町独自の給付金を給付し、認証取得の促進を図るものです。

給付の対象となる飲食事業者の要件は記載のとおりといたしまして、給付額は1事業者一律5万円とさせていただき、補正予算の額につきましては給付対象事業者を現時点で10件程度と想定し、50万円を計上しています。

資料の14ページをご覧ください。

事業復活応援支援金は、新型コロナ発生から2年が経過し、いまだ収束しないコロナの影響が長期化する中、売上が回復しない状況に置かれている小規模事業者を支援する国の「事業復活支援金」及び道の「まん

延防止等重点措置協力支援金」に対して町独自の支援金を上乗せして支援金を給付することにより、事業継続と町内経済活動の回復を図るものです。支援金Aの給付対象者は要件（1）として、国又は道の支援金いづれかを受給した事業者。要件（2）として、歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等を除く町内で事業を営む小規模事業者。要件（3）として、本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者で給付額は一律5万円プラス労働者1人につき5万円、パートタイム労働者は1人につき2万円を加算して給付します。なお1事業者につき、100万円を上限額としています。

資料の15ページをご覧ください。

支援金Bは国の「事業復活支援金」及び道の「まん延防止等重点措置協力支援金」を受給できなかった小規模事業者についても、売上が回復しない状況に置かれているため、町独自の支援金を給付することにより、事業継続と雇用の維持、町内経済活動の回復を図るものです。

支援金Bの給付対象者は、要件（1）として、先ほど説明した土幌町の「事業復活支援金A」を受給していない事業者。要件（2）として、国の「事業復活支援金」の対象基準である売上減少率が30%以上減少しているが国の「事業復活支援金」を受給できなかった事業者及び令和3年11月から令和4年3月までの合計売上高が平成30年11月から令和3年3月までの間の任意の合計売上高と比較して15%～30%未満減少した事業者。要件（3）として、歯科医、農業者、協同組合、宗教法人、社会福祉法人、任意団体等を除く町内で事業を営む小規模事業者。要件（4）として、本支援金の申請日まで事業を営み、受給後も引き続き事業を継続する意思がある事業者。

給付額は、合計売上高減少率に応じて30%以上は上限30万円、20%～30%未満は上限20万円、15%～20%未満は上限10万円と、労働者1人につき5万円、パートタイム労働者は1人につき2万円を加算して給付します。

なお1事業者につき100万円を上限額としています。補正予算には支援金A、Bあわせて1,200万円を計上しています。

資料の16ページをご覧ください。

飲食店専用クーポン券発行事業助成金は、コロナ禍で売上に影響を受ける町内飲食店の経営支援のため、町内飲食店で利用できる専用クーポン券を発行、配布し、飲食店の利用促進を図り事業継続と町内経済活動の回復を図るものです。

クーポン券は1枚額面1,000円とし、配布は無償で1人1枚とさせていただきます。配布方法は7月に予定しているプレミアム商品券を購入される方には、商品券の引き替え時に配布。プレミアム商品券を購入されない方も商工会窓口で配布し、券については500円ずつ2枚に切り離

して利用できますので、500円以上の会計から利用できるという形とさせていただきます。補正予算にはプレミアム商品券購入者とそれ以外の利用希望者あわせて4,000人分の利用・配布を想定し、400万円を計上しています。

資料の17ページをご覧ください。

観光拠点施設雇用継続支援金は、いまだ収束しないコロナの影響が長期化する中、甚大な売上減少に見舞われております町内観光拠点施設(プラザ緑風、ヌプカの里、ピア21しほろ)の3施設の運営にかかわる事業者を対象に支援金を給付し、観光拠点施設における雇用の継続並びに観光客受入体制の整備を図るものです。

給付と対象となる事業者は、施設の指定管理者または当該施設が主たる勤務場所となる労働者を雇用する法人としてプラザ緑風とヌプカの里はそれぞれの指定管理者、ピア21しほろはat LOCAL、この3事業者を給付対象としています。

給付対象月を本年4月から6月までとし、月々の売上減少割合を基準に観光需要や売上高の回復状況にあわせて支援金を給付します。

給付額につきましては4月以降、各月の事業者ごと、月ごとの売上が要件(1)として、令和元年同月比で20%以上50%未満の減少率となった場合、当該事業者が施設の運営のために雇用する労働者個々の基本給月額1/4、上限1人5万円、これの全労働者の合計額。要件(2)令和元年度同月比50%以上減少率となった場合は労働者個々の基本給月額1/2、上限1人10万円、この全労働者の合計額として、1事業者あたりの給付上限額は月150万円となっています。3施設の現時点での労働者数を勘案し、1事業者月額20万円~150万円程を3か月間給付することを想定し、700万円を計上しています。

以上で説明を終わります。

秋間議長

審議にあたりお願いを申し上げます。議案第6号は政策予算を反映した主要事業が多岐にわたり計上されておりますので、質疑を分けて受けたいと思います。質疑の順番は歳出から款で区切って行い、次に歳入等を最後に歳入歳出全般の順に行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なし)

秋間議長

異議なしと認めます。従って質疑の順番は、はじめに歳出から款、区切って行い、次に歳入等を、最後に歳入歳出全般の順に行うことに決定しました。これにより議案第6号の審議を始めますが、質疑の際にはページ数を明示のうえ、簡潔明瞭に且つ議題外にわたらないようお願いいたします。

はじめに2款総務費について、質疑を行います。

10番森本議員

森本議員

11ページ、2目12節の委託料の町公式LINE委託料ですが、ただい

	<p>ま説明資料の中でも説明いただいた新しい事業ですが、構築費用そして月額使用料等含めて360万円の計上ですが、これはいつ頃から稼働させる予定なのか伺います。</p>
秋間議長 西野総務企画課長	<p>総務企画課長 総務企画課長西野からお答えさせていただきます。 現時点で具体的に何月からというのは決まっておりませんが、今後、補正予算議決後に委託業者の選定を進めまして、あと中身ですがどういった形にすると住民サービスや利便性向上に繋がるか検討させていただきます。内容を整理した後、出来るだけ早く年内には開設したいと考えています。</p>
秋間議長 森本議員	<p>10番森本議員 稼働については年内の目標ということだが、自治体でも公式LINEを実施しているところも多くなってきているが、現在はpay payでの公共料金の支払いは可能だが、今後町民からLINE payの要望も出てくるのではないかと予測する。町長の構想の中で、例えばLINE payというサービスを使って決済サービスは考えているのか伺う。</p>
秋間議長 高木町長	<p>町長 森本議員のご質問にお答えします。私が公約の中で考えていたのは、町民との双方向のコミュニケーションツールを重視していますので、まずそれをしっかりと構築をしていきたいと考えている。公共料金等の支払いについては別な視点で、現在はpay payあるいはコンビニ等で支払い可能等になっているが、それらの拡充については別な視点で検討させていただきたい。</p>
秋間議長 森本議員	<p>10番森本議員 今申し上げたLINE payもそうであるが、これから町民から様々な要望が上がってくると思われる。是非、その声を聴いていただきたい。町内でも端末を持っている方のほとんどがLINEを使っていると思われるし、小中学生でも使っていると思われる。子ども向けのサービスもこの中に組み込んでいくということを考えながら、機密性の高い情報に個人情報の流出に充分留意していただきながら取り進めていただきたい。</p>
秋間議長 大西議員	<p>その他、質疑はないか。3番大西議員。 11ページの一般管理費ですが、地方公務員の定年延長の支援事業委託料ってどういうものなのか、定年がどのようになっていくのか。何年掛けて行っていくのかを伺いたい。</p>
秋間議長 西野総務企画課長	<p>総務企画課長 総務企画課長西野からお答えさせていただきます。 今回上程させていただいた補正予算の支援業務委託料ですが、この度の地方公務員法改正に伴って、その前の国家公務員法の改正にも伴って定年が段階的に上がっていくことを見据えまして、定年延長にかかる制</p>

	<p>度の円滑な対応を目的として、制度の理解を目的に職員研修の実施とか、今後改正が必要となる例規の整備、そういった内容の業務を委託するものでございます。</p>
<p>秋間議長 大西議員</p>	<p>3番大西議員 延長になることは理解しているが、地方公務員は町職員ですから、はじめは61歳で62歳、63歳と上がっていくのか、皆さん一番関心があるのは何年の分なのだろうかということで、それがはっきりしないと研修を受けても、予算だって皆さんのために使うのだからその辺を簡単に説明して欲しい。</p>
<p>秋間議長 亀野副町長</p>	<p>副町長 私の方から、今の定年についての説明をさせていただきます。 こちらの定年の制度につきましては、令和5年4月1日から順次行っていきます。2年おきに定年延長がされまして、10年かけて65歳まで定年が延長されることになっております。</p>
<p>秋間議長 伊藤議員</p>	<p>その他、質疑はないか。5番伊藤議員。 12ページの14節交通公園プラットホーム改修工事ですが、金額も大きい交通公園について今回、補修を行うと思われるが、公園の機能としての使い方、トイレはシャッター閉めっぱなし、休むベンチなし、それと教育施設として使うのか、文化施設として保存するのか、トータルなビジョンを立てて、計画的に補修・整備していくのが先ではないかと思う。その辺の考えをお聞きしたい。</p>
<p>秋間議長 西野総務企画課長</p>	<p>総務企画課長 総務企画課長西野から説明させていただきます。 今のご質問で方針や中身を決めてからとのご指摘でありましたが、そのとおりだと思います。今回、交通公園のプラットホームの改築ということですが、交通公園である旧土幌駅の今ある施設が非常に老朽化しており、歴史的なものをしっかり維持管理していくことに着眼して、プラットホームは現在非常に危険な状態になっており、訪れる方への危険性を考えまして、まずは補修をするということで今回補正予算に計上させていただいたところでございます。交通公園の今後の活用につきましては、いろいろ町民の方からご意見をいただいておりますので、それらを踏まえてしっかり活用に向けた、ふるさと教育もそうですが、活用に向けた議論をするように考えておりますのでご理解いただきたい。</p>
<p>秋間議長 加藤議員</p>	<p>その他、ありませんか。1番加藤議員。 2款1項11目共働推進事業費パートナーシップ助成金100万円ですが、これは自主防災組織への活動助成ということでパートナーシップを取り込むということで考えだと思いが、実際に防災訓練とかをやらなければ支出しない訳ですよ。郡部の方も公民館単位で自主防災組織という形は作ってはいるが、以前にも言ったように土幌の災害に対する感覚はかなり低いと思われる。この啓発活動をどうしていくのが大事であると</p>

思う。当然、予算取りしなければ実施できないが、意識をどう高めるかの方が大事だと思う。その部分で理事者はやってくればお金出しますじゃなくて、これからの先のことを考えると農家軒数も減ってくる、人口分布も下がっていくと組織は維持しづらくなる。それを見据えたうえで自主防災組織ってどうするのかを考えないと、形は作ったけど防災訓練を実施したという話を聞いたことがない。予算取りをするのは良いが、リードしてあげないと考えるが町長はどう考えているか伺う。

秋間議長
高木町長

町長

加藤議員のおっしゃるとおりだと思います。やはりどのように町の方からアプローチしていくのであろうかと思いますが、町の方でもモデル的な訓練のようなものを各地域の防災組織と一緒に啓蒙を進めていきたいと考えている。

秋間議長
加藤議員

1 番加藤議員

現実に私の地域では公民館長が防災組織の代表になっている。そういった組織を作るうえで、しょっちゅうリーダーが代わるのではなくて、何人かの方に音頭を取ってもらい組織づくりをしていかなければならない、組織を公民館で持っているものだという感覚になると、ちゃんとした機能を果たすことができないと思う。ここに消防団長もいますが、消防団との連携も考えながら1回経験することが大事だと思う。絵に描いた餅にならないように、大事なときに機能しなければならないと思うので、そういった活用の方法、組織としての在り方を地区の住民の方に理解してもらいながら、提案をしていただきたい。

秋間議長
大西議員

3 番大西議員

消防団長の名前を出されたから言いますが、各町村によっては、消防団と各地区の組織が共同で防災の訓練を実施しています。土幌は岩盤がしっかりしているから地震が来ても大したことがないとか、土幌の人は安心している。ですが本州の方では訓練を重ねていたところで災害が発生したときに訓練をして良かったということもあるのです。ただ組織を作ればお金もらえるということではなくて、訓練を重ねていくうえで、みんながそういう認識を作るように、消防団も頑張りますのでそういうことをお願いします。

秋間議長
亀野副町長

副町長

自治防災組織の育成指導等につきまして、以前から言われているとおり結成時の措置や防災時に行う訓練等について、可能な限り担当する職員に対応させながら、防災活動組織の育成に努めてまいりますので今後ともよろしく申し上げます。

秋間議長
河口議員

その他、質疑はないか。2 番河口議員

12ページ、12目諸費12節委託料、防災ガイドブックの更新委託料があるが、これは外国語版とかも検討はされましたか、それとも既に行っているのでしょうか。

秋間議長	総務企画課長
西野総務企画課長	総務企画課長西野よりお答えさせていただきます。今、内部で想定している中では、外国語のものは想定していません。
秋間議長	2番、河口議員
河口議員	士幌町にも70人～80人位の外国人がいる。言語も多岐にわたって中国系が多く、タイ、ベトナム人もいる。1つの言語ということにもならないことから難しいとは思いますが、同じ内容で日本語版、中国語版としたときにどの位のコストが掛かるのか、その辺の検討もしてみた方が良いと思う。また今回は防災ということで非常に重要であると感じたのだが、観光のパンフレットで士幌町のものを作る際にも多言語化、英語版、中国語版など、そういうものを作るうえでどの位コストが掛かるのかその辺の所も今後検討する必要もあるのではないかと。
秋間議長	総務企画課長
西野総務企画課長	ちょっと想定はしていなかったのですが、防災ガイドブックは平成30年に作成し、町内に配布しましたが、4年経って防災無線ですとか、コロナの感染症等の対応もありますので、今回内容を充実して更新を掛けようとしたものなので、ご指摘を受けた多言語化についても内部で検討しまして、予算の範囲で検討させていただきたい。
秋間議長	その他、質疑はないか。1番加藤議員
加藤議員	2款1項2目、文書広報費、先ほど町公式LINEのことについてお話されたが、実際に窓口等で住民票ですとか色々な文書等を取るのにお金が掛かるが、これをLINEで行うことによってそのお金は掛からないのですかとか、窓口対応することが町の収入になるが、それをやることによって入ってこないとか、経費として掛かっている月額の使用料ですとか委託料が発生していく、これ町の予算として支出することばかりになるが、本来は窓口で町の収入となるべきなのですが、その辺の考え方、お金の掛かった町民、LINEで無料だった町民、手続きが終わった町民ということになるのか。そういうことも発生してくるのか。どう理解してこのLINEに取り組んで行くのかお聞かせ願いたい。
秋間議長	総務企画課長
西野総務企画課長	総務企画課長西野よりお答えさせていただきます。 今後、この公式LINEでできる内容を詳細に調整しながら、今年中の開設に向けて進めていきたいが、加藤議員から質問のあった申請についてや料金の関係、基本的には私の認識違いかもしれないが、申請行為を町民の方からLINEでしていただいて、後は取りに来ていただく時にお支払いいただくような機能なのか、それ以上の機能になるのか、その辺を今後整理していかなければと思います。受益者負担ということも当然あると思いますが、その辺も踏まえて仕組みを考えていきたい。
秋間議長	1番加藤議員
加藤議員	今、公式な書類の提出だけがLINEの機能じゃなくて、色々なこと

	<p>に使えるので、当然この時代なので活用していくのは大いに結構だが、そういうツールを使った人と使っていない人との間に損得ではないが、不公平感が出ることでは困る。そのところは十分に精査していただきたい。それと一番不安なのは、こういったものが、個人情報にアクセスできることになれば、悪用されるリスクも当然ある。その部分のガードをしっかりとしないと、進んだものに手を出したけど、町民の情報を守ってあげられなかったとか、今は色んなケースのトラブルも出ているので、予備知識はあろうかと思うが、十分に検討に時間を掛けていただいて、安全でしかも使いやすいものが理想ですので、公平感と安心感を担保できるようにしていただきたい。</p>
秋間議長	<p>その他、質疑はあるか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑が無いようなので、ここで14時30分まで休憩とします。</p> <p>午前14時13分 休憩</p> <p>午前14時30分 再開</p>
秋間議長	<p>休憩を解き、会議を再開いたします。</p> <p>先ほど、総務について大西議員の質問への定年延長の答弁について、追加説明を副町長からします。</p> <p>副町長</p>
亀野副町長	<p>大変申し訳ございません、先ほど大西議員から質問された定年延長の関係で私が15年とお答えしたところでございます。この内容について年度で答えたものですから、改めて14年4月に訂正させていただきたい。</p>
秋間議長	<p>暫時休憩します。</p> <p>(暫 時 休 憩)</p>
秋間議長	<p>休憩を解きます。</p> <p>次に3款民生費、4款衛生費について、質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>次に入らせていただきます。</p> <p>第6款農林業費、第7款商工費について、質疑を行います。</p> <p>1番加藤議員</p>
加藤議員	<p>6款2項1目、林業振興費の中で鳥獣害防止柵の導入助成、これは農家の方から随分要望があつてこの事業に取り組むことになったのですが今回800万円と言うことですが、効果実態をこれからも調査して来年以降も取り組むということによろしいか。</p>
秋間議長	<p>産業振興課長</p>

藤内産業振興課長	産業振興課藤内よりお答えします。 今年から柵の設置について新規で計上したのですが、予定としては4、5、6年の3か年で予定しております。
秋間議長 加藤議員	1番加藤議員 町の農対本部も一緒にやってくれているのですが、この防止柵以外に鹿や動物を追い払うものとかがあるが、支援メニューに入れる考えはあるか伺う。
秋間議長 藤内産業振興課長	産業振興課長 産業振興課藤内よりお答えします。 今回は防護柵ということで計上させていただきました。議員のおっしゃる鳥獣を寄せ付けない機器等もあることは承知しているので、そのことについても農対本部の中で今後どういったことができるか協議させていただきたい。
秋間議長 大野議員	その他、質疑はないか。11番大野議員 16ページの商工費7款14節の工事請負費で、道の駅ピア21しほろの付設設備改修工事の件ですが、先ほどの説明で看板等PRの改修工事ということで国道の中土幌19号交差点のピア21の看板が現在外された状態で骨組みだけになっている。その看板の掛替え工事のことなのか伺う。
秋間議長 藤内産業振興課長	産業振興課長 産業振興課藤内からお答えさせていただきます。 今回の264万円は、中土幌の壊れた看板ではなく、道の駅東側入口に看板が無く、国道を走行している方が入口がわかりづらいとの声があった、前の道の駅には赤い風車のシンボリックなものがあって入口がわかりやすかったので、それに代わるものとして今回は入口に看板を設置するための費用です。
秋間議長 大野議員	11番大野議員 わかりました。中土幌19号の看板が壊れていたことは知らなかったが、今後も看板が無い状態にするのか伺う。
秋間議長 藤内産業振興課長	産業振興課長 産業振興課藤内よりお答えします。 看板が壊れていたのは承知していたが、直すかどうかはわかりません。
秋間議長 亀野副町長	副町長 私の方から説明します。19号の看板は一部老朽化していて破損しているので取り壊しで、その他に畑に隣接しており、その方からスプレヤーの取り回しに支障があることから撤去して欲しいとの話がありました。今後は交差点の見通し等もありますので撤去の方向で進めていきたいのでご理解願いたい。
秋間議長 大野議員	11番大野議員 19号の看板付近には防雪柵も設置され、交差点の見通しに問題があり、

	現状のままで復旧するのは問題がある。副町長が言うとおりの良い方向で進むならよろしくお願ひしたい。
秋間議長	その他、質疑は無いか。 (な し)
秋間議長	次に入らせていただきます。 8款土木費について質疑を行います。 質疑ありませんか。 (な し)
秋間議長	次に入らせていただきます。 10款教育費、11款公債費について質疑を行います。 10番森本議員
森本議員	17ページ、1項教育総務費1目外国語指導助手派遣業務委託料ですが、今までのプログラムから民間への委託に変更する計画だと思われるが、この委託先の変更についてどういった理由であるか伺う。
秋間議長	教育課長
小野寺教育課長	教育課長小野寺から回答させていただきます。 今回のJETプログラムから民間への移行ですが、昨年新しく来たJETの方が、急遽家族の事情で3月中に母国に帰ることになりました。現状2名体制になっており、JETプログラムは8月以降に申請時期となるので、空白期間を置かないためにも、民間の会社に委託を変えて急遽お願ひしたいと言うことで補正させていただいたところであります。
秋間議長	その他、質疑は無いか。2番河口議員
河口議員	19ページ、1目社会教育総務費14節工事請負費、青年会館の解体工事で300万円計上されているが、現在の青年会館の利用状況はどのようになっているか伺う。
秋間議長	教育課長
小野寺教育課長	教育課長小野寺から回答させていただきます。 現在、青年会館は役場東側、花壇の裏にあります。それぞれ定例の会議等で青年団員も使っております。過去にはそこで、飲食をしたりしていましたが、最近はそのようなことも無く、町の方針も一部あり、会議等は総合研修センターやコミセンを利用すれば、青年の方々もそれで充分であるご理解をいただき、荷物を移動していただき、やっていきたい。実際にあれば使用するが、無いからといって困らないという現状もあり、今回、解体ということで補正させていただいたところあります。
秋間議長	2番河口議員
河口議員	実態としては活動の拠点になっていないということで理解はしたが、解体するということは別の理由もあったのか、解体後の土地の利用方法について何か考えがあればお聞かせ願ひたい。
秋間議長	副町長

亀野副町長	<p>私の方からお答えさせていただきます。</p> <p>まず青年会館ですが、かなり老朽化している。また青木で立木が高い状態で一部伐採されているが、木が倒れる可能性が危惧される。</p> <p>また土地利用につきましては、現在、計画は無いのですが、隣接する花壇は現在、土幌花遊びの会の方が花を植えて整備され綺麗な状態になっています。そこで老朽化した施設を置いておくのも忍びないので、整備をして町民の方が集える場にできればと考えており、今後は更に色々な活用方法を検討したいと考えています。</p>
秋間議長	<p>その他、質疑は無いか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>次に入らせていただきます。</p> <p>歳入・地方債・給与費明細について質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>次に入らせていただきます。</p> <p>最後に令和4年度一般会計補正予算歳入歳出全般について質疑を行います。</p> <p>質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p style="text-align: center;">(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第6号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。</p>
13	<p>日程第13、議案第7号令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算を議題といたします。</p>
藤村保健福祉課長	<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p> <p>保健福祉課長藤村から議案第7号令和4年度土幌町国民健康保険事業特別会計補正予算第1号について、ご説明いたします。</p> <p>第1条歳入歳出予算の補正の款・項の区分ごとの金額をそれぞれの額に改めようとするもので、歳入歳出の総額に変更はございません。</p> <p>歳入からご説明しますので4ページをお開き願います。</p> <p>1款1項1目、国民健康保険税は、先ほど議案第4号で可決決定いただきました国民健康保険税の課税限度額の引き上げに伴い、1節医療費給付費分400万円及び2節後期高齢者支援金分280万円の現年度課税分あわせて680万円の増額を見込むものでございます。</p>

	<p>5 款 2 項 1 目 1 節、国民健康保険準備基金繰入金を歳入の調整として、同額680万円を減額するものであります。</p> <p>5 ページに移りまして、歳出では収支の均衡を図るため、3 款 1 項 1 目、国民健康保険事業費納付金を財源補正するものであります。</p> <p>特定財源につきましては、歳入でご説明しましたので省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ、可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(な し)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第 7 号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異 議 な し)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。</p>
14	<p>日程第14、議案第 8 号令和 4 年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>保健福祉課長</p>
藤村保健福祉課長	<p>保健福祉課長藤村から、議案第 8 号令和 4 年度土幌町介護保険事業特別会計補正予算第 1 号について、ご説明いたします。</p> <p>第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、60万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億3,557万2,000円に改めようとするものであります。歳出からご説明しますので 7 ページをお開き願います。</p> <p>3 款 2 項 1 目、一般介護予防事業費委託料は、まる元運動教室交通支援業務委託料として60万円を追加するもので、教室参加者の移動手段を確保することにより、遠隔地に居住する参加者の利便性を向上させ、参加者を増やし、更に介護予防事業を推進するためのもので、特定財源は地域支援事業交付金12万円、現年度調整交付金 3 万円など制度のルールに基づき、それぞれ記載のとおり充当するものでございます。</p> <p>歳入につきましては特定財源でご説明しましたので、省略させていただきます。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ可決決定賜りますようお願い申し上げます。</p>
秋間議長	<p>これから質疑を行います。質疑ありませんか。</p> <p>3 番大西議員</p>
大西議員	<p>介護予防の運動は町でやっていると思うが、民間がやっているものも</p>

秋間議長 藤村保健福祉課長	<p>あり色々な事業をしている送り迎えを他の所はしないけど、ここだけするものなのか。介護予防で全部するなら良いが不公平にならないか。</p> <p>保健福祉課長 保健福祉課長藤村からご説明させていただきます。</p> <p>議員の言うとおりに確かにこの事業だけということで今回の補正予算を組んでおりますが、いずれ試行的にこの事業を見込んで、町長の公約にもありましたとおり高齢者の外出の機会を設けて、より地域包括システムの深化を図るために、これをきっかけに色々な所で高齢者の外出の機会を設けていきたいので、まず今回の補正は、まる元教室は利用者が少なくなってきたおり、なおかつ一部の地域で行っていたものが利用者が少なくなり運営ができなくなりましたので、そちらの方を士幌町に移動させて、また他の地域の利用者からの要望もありましたので、そちらの送迎もと考えております。</p>
秋間議長 大西議員	<p>長くなりましたが、いずれこれを試行的にやって介護予防の事業を進めてまいりたいと思います。</p> <p>3番大西議員 話を聞くと、人が少なくなったからという話ですが、いずれにしても今の説明からするとこれを試行的に行い、来年度から他の事業についても予算を付けて行いたいということですね。</p>
秋間議長 藤村保健福祉課長 秋間議長	<p>保健福祉課長 保健福祉課長藤村からご説明いたします。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>その他、質疑はないか。</p>
秋間議長	<p>(なし)</p> <p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第8号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長	<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。</p>
15	<p>日程第15、議案第9号令和4年度介護サービス事業特別会計補正予算を議題とします。</p> <p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>特別養護老人ホーム施設長 特別養護老人ホーム齋藤より、議案第9号令和4年度士幌町介護サービス特別会計補正予算第1号について、ご説明申し上げます。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,805万円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,607万5,000円に改めようと</p>

		<p>するものであります。</p> <p>はじめに歳出からご説明しますので、5ページをお開き願います。</p> <p>1款1項1目施設介護サービス事業費14節工事請負費について、施設2階南側居住の居室等のエアコン更新、1階居住棟の電気錠の更新等設備工事費として、2,805万円を追加するものであります。</p> <p>続きまして歳入についてご説明しますので4ページをご覧ください。</p> <p>3款1項1目一般会計繰入金に2,805万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものであります。</p> <p>以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
秋間議長		<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長		<p>質疑を終わり、これから討論を行います。</p> <p>(なし)</p>
秋間議長		<p>討論なしと認めます。</p> <p>討論なしと認め、これから議案第9号を採決します。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
秋間議長		<p>異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。</p>
16		<p>日程第16、議案第10号令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算を議題とします。</p>
		<p>朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。</p> <p>施設担当課長</p>
上山建設課 施設担当課 長		<p>建設課施設担当課長上山から議案第10号令和4年度士幌町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。</p> <p>第1条、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,700万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億204万5,000円に改めようとするものです。</p> <p>最初に歳出の予算からご説明いたしますので5ページをお開き願います。</p>
		<p>2款1項1目水道施設費14節工事請負費で、水道管敷設工事費として3,700万円を計上するものでございます。当該工事費は、朝陽地区に埋設されている水道本管の老朽化により、破損漏水事故が近年最も多発している箇所である区間、延長約1.2km水道供給の安全性向上を図るための工事を実施したいと思っています。</p>
		<p>特定財源として、一般会計からの水道施設繰入金を同額3,700万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものでございます。</p>
		<p>以上で説明を終わります。よろしくご審議賜り原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。</p>
秋間議長		<p>これから質疑を行います。ありませんか。</p>

		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認めます。 討論なしと認め、これから議案第10号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。
17		日程第17、議案第11号令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算 を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 施設担当課長 建設課施設担当課長上山から議案第11号令和4年度土幌町公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。 第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ380万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億2,592万9,000円に改めようとするものでございます。 最初に歳出予算からご説明いたしますので5ページをお開き願います。1款1項3目集落排水管理費において、12節委託料で中士幌地区汚水管路施設の台帳修正及びデータの電子化するために新たに380万円を計上するものでございます。財源については特定財源として一般会計から集落排水事業に対する繰入金の同額380万円を追加し、歳入歳出の均衡を図るものでございます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議を賜り原案のとおり可決決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。
	秋間議長	これから質疑を行います。ありませんか。
		(な し)
	秋間議長	質疑を終わり、これから討論を行います。
		(な し)
	秋間議長	討論なしと認めます。 討論なしと認め、これから議案第11号を採決します。 本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
		(異 議 な し)
	秋間議長	異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定されました。
18		日程第18、議案第12号令和4年度土幌町国民健康保険病院事業会計補正予算 を議題とします。 朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。 国保病院事務長

増田国保病
院事務長

国保病院事務長増田より令和4年度士幌町国民健康保険病院事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

議案1ページでございます。第2条業務の予定量でございますが、予算で定めた主要な建設改良事業の病院改良事業費につきまして1億6,170万円に改めるものです。第3条の資本的収入及び支出の予定額では、収入1款資本的収入7,372万3,000円を2億3,542万3,000円に、3項企業債550万円を1億6,720万円に改め、支出1款資本的支出1億796万4,000円を2億6,966万4,000円に、1項建設改良費2,430万円を1億8,600万円に改めるものです。

2ページをお開きください。

第4条では企業債の借入限度額を定めるものです。すみません金額の単位を記載しておりませんでした。単位は千円であります。

1番下の病院改良事業の借入限度額1億6,170万円を追加し、病院事業債合計で1億6,720万円に改めるものです。

次に4ページをお開き願います。

この度の補正予算につきましては、給湯暖房用ボイラーやその配電設備、外気処理空調機などを更新・改修するための工事費を補正するものであります。資本的収入及び支出でございますが、下段の支出では1款1項2目病院改良事業費の病院改良費に1億6,170万円の追加、その財源としまして上段の収入にありますが、1款3項1目企業債に1億6,170万円を追加するものです。

病院は建設から21年経過しまして、老朽設備につきましては、順次更新を図っているところであります。病院のボイラーにつきましてはここ1年ほど故障が頻発しまして1台のボイラーで稼働する状況が多くなってきております。それから修理用の部品について製造中止により調達が困難になってきておまして、お湯や暖房が使えないという状況を回避するために整備するものです。あわせて外気処理空調機、これは外調機と呼ばれるものですが、室内、施設内に取り込む外気のある程度の状態まで温め加湿するための設備であります。こちらも経年劣化・老朽化により能力が低下しておまして今回更新をするものでございます。

その他としましては、ボイラー等を管理する自動制御盤ですとか、各部屋にお湯を送るポンプ、膨張タンクなどのボイラー関連設備、排気ファンの更新、院内パネルヒーターの修理ですとか透析室のエアコンの一部を更新するものであります。

秋間議長

以上で説明を終わります。よろしくご審議のうえ可決決定いただきますようお願い申し上げます。

秋間議長

これから質疑を行います。ありませんか。

(なし)

質疑を終わり、これから討論を行います。

秋間議長

(なし)

秋間議長

討論なしと認めます。

討論なしと認め、これから議案第12号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

異議なしと認めます。従って本案は原案のとおり可決することに決定
されました。

これで本日の日程は、全て終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第5回土幌町議会臨時会を閉会します。

(午後15時10分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。